

平成25年第4回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月12日(木)	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸般の報告	8
○町政に対する一般質問	10
1番 小杉修一 議員	10
3番 常山知子 議員	16
4番 若林光雄 議員	24
10番 林豊 議員	28
12番 内海勝男 議員	35
○町長提出議案の報告及び一括上程	42
○議案第36号の説明、質疑、討論、採決	42
・議案第36号 皆野町公平委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第37号の説明、質疑、討論、採決	45
・議案第37号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第38号の説明、質疑、討論、採決	48
・議案第38号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第39号の説明、質疑、討論、採決	51
・議案第39号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第40号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第40号 皆野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第41号の説明、質疑、討論、採決	54
・議案第41号 平成25年度皆野町一般会計補正予算(第3号)	
○議案第42号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第42号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第43号の説明、質疑、討論、採決	71
・議案第43号 平成25年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○会議時間の延長	75
○日程の追加	75

○同意第5号の説明、質疑、討論、採決	7 5
・同意第5号 公平委員会委員の選任について	
○同意第6号の説明、質疑、討論、採決	7 6
・同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○同意第7号の説明、質疑、討論、採決	7 7
・同意第7号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○請願の審査報告	7 8
○平成25年請願第1号の報告、質疑、採決	7 8
・平成25年請願第1号 新聞への消費税の低減税率適用を求める意見書提出を求める請願	
○請願の審査	8 0
○請願第2号の上程、委員会付託	8 0
・請願第2号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」に関する請願書	
○請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
・請願第3号 森林・林業・木材関連産業政策の推進を求める請願	
○要望の審査	8 2
○要望第2号の上程、討論、採決	8 2
・要望第2号 道州制推進基本法案に反対する意見書の提出について	
○日程の追加	8 3
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
・発議第5号 新聞等への消費税の低減税率適用を求める意見書の提出について	
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
・発議第6号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書の提出について	
○発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
・発議第7号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について	
○総務教育厚生常任委員会視察研修の委員長報告	8 5
○産業建設常任委員会視察研修の委員長報告	8 6
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	8 7
○議決事件の字句及び数字等の整理	8 8
○閉会について	8 8
○閉 会	8 8

○ 招 集 告 示

皆野町告示第85号

平成25年第4回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年12月6日

皆野町長 石木戸 道 也

1 期 日 平成25年12月12日

2 場 所 皆野町役場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	小	杉	修	一	議員	2番	宮	前	司	議員	
3番	常	山	知	子	議員	4番	若	林	光	雄	議員
5番	大	澤	金	作	議員	6番	新	井	達	男	議員
7番	新	井	康	夫	議員	8番	大	野	喜	明	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	林			豊	議員
11番	四	方	田	実	議員	12番	内	海	勝	男	議員

不応招議員（なし）

平成25年第4回皆野町議会定例会 第1日

平成25年12月12日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、町政に対する一般質問

1 番 小 杉 修 一 議員

3 番 常 山 知 子 議員

4 番 若 林 光 雄 議員

10 番 林 豊 議員

12 番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第36号 皆野町公平委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号 皆野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号 平成25年度皆野町一般会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第42号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号 平成25年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、同意第5号 公平委員会委員の選任についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第7号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決

1、請願の審査報告

1、平成25年請願第1号 新聞への消費税の低減税率適用を求める意見書提出を求める請願の報告、質

疑、採決

1、請願の審査

1、請願第 2号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」に関する請願書の上程、委員会付託

1、請願第 3号 森林・林業・木材関連産業政策の推進を求める請願の上程、説明、質疑、討論、採決

1、要望の審査

1、要望第 2号 道州制推進基本法案に反対する意見書の提出についての上程、討論、採決

1、発議第 5号 新聞等への消費税の低減税率適用を求める意見書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第 6号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第 7号 道州制導入に断固反対する意見書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、総務教育厚生常任委員会視察研修の委員長報告

1、産業建設常任委員会視察研修の委員長報告

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
計 理 兼 管 理 者 兼 会 計 課 長	村田晴保	教育長	山口喜一郎
総務課長	川田稔久	町民生活課長	四方田勝吉
健康福祉課長	浅見広行	税務課長	大澤康男
産業観光課長	大塚宏	教育次長	高橋修

事務局職員出席者

事務局長	吉橋守夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（大澤径子議員） おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより平成25年第4回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（大澤径子議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。なお、地方自治法第121条の規定により、建設課長の欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。



◎町長挨拶

- 議長（大澤径子議員） 本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。秩父夜祭も過ぎまして、ことしも余すところ2週間ばかりとなりました。議員各位におかれましては、常日ごろから町政進展のためご尽力をいただきますことに対しまして、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

本日は、平成25年第4回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り開会できますことに厚く御礼を申し上げます。議員各位を初めとする多くの皆様のご協力をいただき、9月の慶寿の祝いから、みんなの皆野ふれあいまつり、消防団特別点検、文化芸術体験事業のジャズコンサートなど、秋の諸行事も全て滞りなく終わりました。

ことしは、全国各地におきまして豪雨や竜巻による災害が多発しました。幸い当町におきましては、これといった被害もなく、何よりでありました。

7月には大澤径子議長を団長とした中学生を中心にした18名が、ドイツ、ピュアシュタット市の体操祭参加のため親善訪問をしました。中学生たちは国際交流を深め、友好を確かめ合う、生涯の宝となる若き日のかけがえのない、素晴らしい体験ができました。

2カ年の継続事業で進めてまいりました防災行政無線整備事業も完成し、11月から供用を開始しました。今後の町行政の連絡周知や防災・減災につながるような運用を図ってまいります。

道の駅みなものにつきましては、オープンして1年余りとなりました。この間、客数、売上額も大幅に増加し、大変好調な状況が続いております。これは、道の駅登録効果が続いていることと、農家、商店等の皆様の来客者のニーズに応えた品ぞろえによるものであり、感謝しておるところであります。なお、道の駅の周辺の下水道整備につきましても進めております。

ちちぶ定住自立圏構想におきましては、水道広域化を推進するための準備室設置の覚書を10月に締結しました。平成28年度水道広域統合に向けて大きな前進が図られました。

次に、平成26年度予算編成について申し上げます。町の将来像である、夢を育める安全で安心な快適なまちをめざして事務事業を推進するため、予算の編成を進めてまいります。

1つ目として、安全、快適な生活基盤の整備として、引き続き生活道の整備、消防団の再編を進めます。

2つ目、健康、福祉の充実として、中高齢者の元気で長生き対策、糖尿病の予防、がん検診率の向上など、福祉全般について継続して取り組みます。

3つ目、文化と教育力の向上として、基礎学力のアップ、豊かな心と健全な心身を育む文化、スポーツ活動を支援、推進します。

4つ目、産業と観光の振興として、道の駅の整備、特産品の研究開発、ハイキングコースの整備、花観光やイベントの推進など、うま年御開帳を見据えた取り組みを進めます。

5つ目、財政健全化と定住促進少子化対策として、確実な税収の確保、ちちぶ定住自立圏構想を推進し、特に上水道広域統合の推進を図ります。住宅取得奨励補助金制度の創設により、定住促進と少子化の抑制を図ります。大方、継続の事務事業ではありますが、以上の施策を中心にした予算編成を考えています。

ここで、改めまして議員の皆様申し上げます。私も、平成22年4月23日、2期目の町長職に就任し、来春4月をもって任期満了となります。この4年近くの町政運営につきましては、全ての分野の安全・安心をベースにしました先取りの子育て支援策、中高齢者の元気で長生き対策、中心市街地を含めた全町各所における道路整備、み～な子ども公園整備や全小中学校施設の耐震化率100%達成、防災行政無線整備、道の駅みななのオープンなどに全力で取り組んでまいりました。このようなことも議会議員の皆様のおかげによるもので、厚く御礼を申し上げます。引き続き町政運営に取り組む覚悟でありますので、来春に予想されます皆野町長選に立候補する決意をいたしましたので、よろしく願いを申し上げます。

今定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり11件であります。よろしくご審議をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。



◎議事日程の報告

○議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤径子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

6番 新井達男 議員

7番 新井康夫 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（大澤径子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの2日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの2日間と決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○議長（大澤径子議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

9月20日、埼玉県議会議事堂で開催の議員政策研修会に、30日、秩父市吉田総合支所で開催されました秩父地域議長会第2回定例会に副議長と出席しました。

月がかわりまして、10月1日、埼玉県町村議会議長会臨時理事会に、13日、下吉田棕神社の龍勢観光祭に、20日、荒川中学校体育館で開催された秩父人形サミットに、21日、長瀬町で開催のちちぶ定住自立圏推進委員会に、24日、秩父地域基幹道路建設促進議員連盟、水と森林を守る秩父地域議員連盟、秩父地域公共交通利用促進議員連盟の役員会に副議長と、30日、秩父ミュージックパークコテージで開催された国道140号秩父中央バイパス建設促進期成同盟会定期総会並びに定峰トンネル開削促進期成同盟会定期総会に出席しました。

月がかわりまして、11月1日、秩父地域基幹道路建設促進議員連盟、水と森林を守る秩父地域議員連盟、秩父地域公共交通利用促進議員連盟による埼玉県への要望に、3日、両神ふるさとまつりに、5日、埼玉県町村議会議長会役員会に、14、15日、秩父地域議長会正副議長行政視察に副議長と、26日、秩父地域基幹道路建設促進議員連盟、水と森林を守る秩父地域議員連盟による国への要望に出席しました。

月がかわりまして、12月3日、秩父夜祭観光祭懇談会に、8日、小鹿野町飯田鉄砲まつり観光懇談会に出席いたしました。

次に、皆野・長瀬上下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

2番、宮前司議員。

〔2番 宮前 司議員登壇〕

○2番（宮前 司議員） 皆野・長瀬上下水道組合議員として諸般の報告をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、平成25年9月20日、第2回皆野・長瀬上下水道組合議会定例会が開催されました。議案ですが、専決処分認定を求めることについて2件、平成24年度皆野・長瀬上下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について、平成24年度皆野・長瀬上下水道組合下水道会計決算認定について、平成24年度皆野・長瀬上下水道組合水道事業会計決算認定について、平成25年度皆野・長瀬上下水道組合一般会計補

正予算について、平成25年度皆野・長瀬上下水道組合下水道事業会計補正予算について、平成25年度皆野・長瀬上下水道組合水道事業会計補正予算について1件、全8件を慎重審議いたしまして、全会一致で承認されました。

2つ目ですが、合併浄化槽市町村対応型で、本年4月1日より行っている新しい事業ですが、皆野、長瀬両町で50件計画をいたしまして、工事の完了については、工期がかかりますので、11月末現在の申請済みの状況ですが、皆野町が17件、長瀬町が16件で計33件、申請済みでございます。なお、12月に入って3件申し込みがあり、本年3月までには計画の50件に達するか、近いところまで進められると思います。皆様、ご協力ありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わりにいたします。

○議長（大澤径子議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

8番、大野喜明議員。

〔8番 大野喜明議員登壇〕

○8番（大野喜明議員） 秩父広域市町村圏組合議会報告をいたします。

秩父広域市町村圏組合では、今、4つの大きな事業、つまり新火葬場建設、クリーンセンター基幹設備改良工事、消防署救急無線デジタル化、消防署4分署庁舎建設事業が並行して進められているわけがあります。その事業の進捗や総工費、完成予定等について、以前より本席において広域組合議員の四方田実議員と私が交互に報告し、この11月1日発行の第7号議会だよりにも報告いたしましたところでありますが、新火葬場建設については、その基本設計がまだ決まらず、おくれているという状況であります。

そのおくれの要因ではありますが、つい11月13日と11月20日に開催されました全員協議会の席に執行者側より、基本設計の中の屋根の一部の変更、そして総事業費の当初の18億円から19億円というその数字が23億円ぐらいに合算事業費としてなるという話がありました。消費税の値上げ、震災復興、始まる東京オリンピック関連工事で、資材や人件費の値上げをその要因とした説明でありましたけれども、13億5,000万円という数字が23億円になるということであると、24%アップということになります。大きなそういった課題なり問題があるわけでありましてけれども、この新火葬場については、早急にその方向をきちんと細部にわたって見つけ出しながらか進めていかなければいけないということになります。

次に、11月20日に議会定例会がございました。主な議題は、24年度一般決算認定について、25年度一般会計第4回の補正予算についてということでありました。24年度一般会計決算認定については、歳入34億2,420万2,694円、歳出31億4,758万6,479円ということでもございました。25年度一般会計第4回補正予算については、大きな補正もなく、歳出、歳入それぞれ48億3,729万2,000円ということでもございます。町の予算と比較しましても、広域の事業は金のかかる事業であることを改めて感じるということでもございました。

報告最後でありますけれども、消防署南分署庁舎の竣工式典が11月24日に、もとの荒川役場、支所ですか、そのすぐ横でありますけれども、建設されまして、盛会のうちに竣工式が行われました。運用も既に開始しているところでございます。広域議員として、四方田実議員と私が出席させていただきました。

以上で報告を終わります。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時22分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 一言訂正を申し上げます。

先ほど新火葬場の建設について、概算総事業費が13億円ということで申し上げたようでありますけれども、18億から19億円ということで訂正をお願いしたいと思います。

なお、もう一点でありますけれども、24年度の一般会計決算認定についてでありますけれども、歳入34億2,420万2,694円、歳出については、31億4,758万6,479円ということで訂正をさせていただきます。

申しわけありませんでした。よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（大澤径子議員） 監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

○町長（石木戸道也） 特にございませぬ。

○議長（大澤径子議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤径子議員） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、1番、小杉修一議員の質問を許します。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉修一です。先ほど町長の所信と言われるところを熱く伺いいたしたところであります。いずれにいたしましても、町民からいろんな期待があるところですので、よろしくお願いいたします。

昨秋において、産業建設常任委員会で町長にもご参加いただき、長野県飯田市と下條村に行政視察を行いました。特に下條村においては、多くのマスコミにも取り上げられていますように独自の積極的な施策が行われているのを伺うことができました。先方の宮島副村長さんとの質疑応答などでは、石木戸町長もなかなか熱心だった感じも受けいたしました。本日も同様をお願いいたします。

そこで、質問の第1項めといたしまして、少子化対策とまちづくりについて伺いいたします。①、当皆野町においては、ここに来て少子化の傾向が一段と強まっていると見受けられますが、町の未来を考え

ると、もはや抜本的な対策が早期に望まれるところであり、町民、特に若い人たちが熱くなるようなまちづくりの構想をお聞かせ願いたいと思います。

②、秩父地域全体の問題でもありますが、産科の医院が1施設しかない現状に対しての考えをぜひお聞かせください。

次に、質問の2項めですが、これは公共施設整備基金についてであります。①、公共施設整備基金が多額の残高を抱えているようですが、その金額を確認させていただきたい。

②、総合センターは大分古くなってきましたが、建築物定期検査はどのようになっておりますか。直近のものをご開示いただきたいのと、ここ数年でなされた営繕工事等がありましたら、教えていただきたいと思います。

それにいたしましても、総合センターは築50年近くになります。③、整備基金やそれにかわる補助金等がかなうなら、あるいはこの整備基金に余裕があるのなら、この総合センターの耐用年数を考慮し、この際、若い人が喜ぶような施設を組み入れて、建てかえを検討するような考えはできないでしょうか。

なお、2項めの定期検査報告書の開示につきましては、この質問に先んじて確認させていただきまして、私としては内容を理解したところですが、再質問で述べさせていただきたいと思います。

以上、2項目5点ほどになりますが、ぜひ熱いご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大澤徑子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 小杉議員さんの一般質問通告書に基づきましてお答えをいたします。

1番の少子化対策とまちづくりについてお答えします。少子高齢化が急速に進む中、特に少子化問題については、小杉議員さんのご心配のように日本全国の市町村が抱える問題であります。これは、高学歴社会と女性の社会進出や晩婚化、また男性においては5人に1人は結婚しないという社会現象などによるもので、行政対応でははかり切れないところがあるのも事実であると考えられます。

国では少子化担当大臣を置いて、少子化対策に取り組んでいるところであります。国、地方においても、多様な子育て支援策を講じても、抜本的な解決策にはつながらないのが現状であります。このような状況を打破し、少子化現象の改善を図るため、国では子ども・子育て支援法を制定し、各市町村において子ども・子育て支援会議を設置し、少子化の進行を抑止したいとしています。当町におきましても、皆野町子ども・子育て支援会議委員15名を委嘱し、11月27日に第1回の子ども・子育て支援会議を開催したところであります。今後、子ども・子育て支援計画の策定やその計画に基づく支援施策の実施内容を長期にわたり審議、調査等を行い、少子化の改善を図るものであります。

なお、町におきましては、来年度から、少子化を抑制し定住促進のため住宅取得奨励補助金交付制度を創設しまして、子育て家族、新婚家族、新規転入者が住宅を取得した場合、補助金を交付しまして、少子化の進行に歯どめをかけ、定住促進につなげていきたいと考えています。

次に、秩父地域の産科医院の問題でありますが、現在、秩父市内に産科医院は1カ所となりました。このようになった大きな原因は、産科の医師不足であります。医師不足は、産科医や小児科医に限らず、全般に及んでいると聞いています。また、苛酷な産科医療の勤務や医療事故等によるリスクが廃業等に拍車をかけています。このため、ちちぶ定住自立圏構想の中のちちぶ医療協議会で産科医療の改善に取り組んでいるところであります。秩父市立病院から看護師、助産師を派遣し、現在も2名の助産師を市内産科医院に派遣し、支援をしています。

なお、秩父市立病院で産科開設を進めていますが、開設するには常勤医3名、非常勤医が5名程度、その他、助産師、看護師の産科スタッフの相当数を要することになり、特に産科医の確保は極めて厳しいものがあります。このように1市4町で秩父地域全体で産科医院の問題に必死に取り組んでおります。

なお、皆野病院での産科の開設については、山下院長に要請をしましたが、産科、小児科はもとより、その他の医師においても不足している状態とのことであります。いずれにしましても、ちちぶ定住自立圏構想の中のちちぶ医療協議会において引き続き取り組んでまいります。

2番目の公共施設整備基金についてお答えします。総合センターに関するものについてお答えします。総合センターは、図書館、公民館が併設された公民館活動や各種団体の活動拠点として、年間を通じて幅広く多くの方に利用されています。また、町主催の各種催事も、利用する町民の最も身近な施設であります。必要に応じまして、修理、改装等を施してまいりました。総合センターの建てかえについては、今後必要に応じて修理等を施して対応していく考えであります。今のところ具体的な建てかえ計画はありませんが、今後の人口の動態や町民のニーズ等を踏まえながら、将来的には町の施設整備更新計画の中で考えてまいります。

また、関口総務内閣副大臣への要望の折には、地元小杉議員さんにもぜひお力を期待しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

基金の額等は会計管理者から、建物定期検査結果と営繕改修工事の内容につきましては教育次長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長 村田晴保登壇〕

○会計管理者兼会計課長（村田晴保） 1番、小杉議員から通告のありました公共施設整備基金の保有額についてお答えを申し上げます。

現在の保有額は6億6,404万4,834円でございます。今年度の基金取り崩し額は、現在1億1,929万3,000円を見込んでおります。よって、今年度末の公共施設整備基金の保有残高見込み額につきましては、預金利息を含む5億4,488万1,109円であります。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

〔教育次長 高橋 修登壇〕

○教育次長（高橋 修） 小杉修一議員さんの一般質問通告書2点目、公共施設整備基金についての2番目、総合センターの建築物定期検査の直近の開示と検査結果報告書の指摘事項について、またここ数年でなされた指摘事項に対する営繕工事等についてお答えいたします。

建築基準法第12条の規定による総合センターの直近の建築物、建築設備の定期検査は本年度実施済みで、定期検査報告書を県の担当機関へ提出しており、受領の上、近々返却されると思います。その検査結果の内容ですが、指摘事項は2件で、1つは外階段と軒天の外壁躯体の一部劣化損傷。2つ目は、1、2階廊下の非常照明器の照度不足です。今回の指摘箇所については、予算取得後に年度内に修繕したいと考えております。

なお、過去5年間の検査結果報告書の指摘事項に対する営繕実施工事は、平成20年度、2階和室ほか換気設備工事、21年度、1階事務室ほか換気設備工事、1階調理室、準備室換気設備工事、1階和室、湯沸かし室換気設備工事、22年度、会議室A換気施設設備工事です。また、施設運営における一般的工事の主なものは、平成20年度に1、2階廊下、床補修工事、22年度、会議室A照明器具取りかえ工事、それと図

書室床修繕工事、23年度に総合センター配水管設備工事と総合センター調理室改修工事、それと会議室B、C床修繕工事、24年度、会議室A床修繕工事などです。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 再質問をさせていただきます。

私の質問の冒頭、石木戸町長が、うま年にかかわる訂正をなされましたけれども、私もちよっと足りなかったところがあるので、冒頭、申しわけありませんが。いずれにいたしましても、町政を前に進めていただく、町政を失墜させないために選挙はあったほうがいい。そのような多くの声も町民から届いているのも事実であります。一言、言い忘れましたので、よろしく願いいたします。

それでは、再質問ですが、1番、質問の1項めにおける少子化の傾向。町長の言われるように、もうこれは全国的な問題であるのは確かに間違いないと。5人に1人ぐらい、男の人が、どうも結婚していない現実があるというような数字的なものも、これも、もしかしたらそれ以上な感じもしないでもないけれども、実際5人に1人というかなり高いわけで、20%の人が、100人いれば20人が結婚されていないというような数字になるわけで、大変ゆゆしき問題なわけなのですけれども、そこに何とかメスを入れていくと。

下條村、よかったですね。下條村のような積極的な対策で、もはやこれを通り過ぎると、毎月、町報を見させてもらおうと、5人程度の人しか生まれてもらっていないと。年間60人程度。それがこの皆野町という地形を考えますと、この60人。普通に1つの学校に行けば、30人、2クラスということなのでしょうけれども、3つの学校に分散しますと、日野沢、金沢、国神小で1クラス、三沢小で、人数少なくとも1クラス、皆野小でまた40人ぐらいで、これが2クラスになってしまって、1カ所ならば2クラスのところが、現状、皆野の大変なところで4クラスと、そのような展開に現実ならざるを得ないのかなということを考えますと、これは少子化とあわせて皆野町の次の現状は、やはりさらなる統合がまた、考えないほうがいいのかもしれないけれども、考えざるを得ないかなというところも感じないではありませんけれども、それを感じないように生まれていただけるといいのですけれども、そのところが現実、ことしもそのように把握せざるを得ないところであります。

若い人たちが、何しろまず職場があって、この地に住み続けてもらおうと。今までこの地で育った若い人たちが出ていかないと。職場のために出ていかないと。そう考えると、世界のホンダがいよいよ寄居の工場を、円安の傾向も相まって稼働を始めて、かなり募集もされているようですけれども、その募集なども本田技研工業さんに限らず、そのような企業が元気を出して募集をしたときに、やはりその会社が、多くは秩父谷から出た東側地区、寄居、美里、本庄方面に結構工場が行ってしまっている現状等を考えますと、また交通のアクセスを早期に整えて、ここにも通勤がかなうように、そのような形でやっていっても必要があるかと思うのです。そう考えますと、町政では多少じれったいところなのかもしれませんが、寄居皆野バイパス、トンネルの料金。皆さんが、朝、とにかく混むので、使いたい。使いたいけれども、料金が安いという声は誰もが感じているわけで、夕方、帰りは、高いから我慢して、一般道で帰ってくるという流れになっているような気がするのですけれども、あの料金について、何かお考えをお聞かせ願えないですか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） このことについては、過去にも料金を値下げしてほしいという要請は何度かいたし

ました。そしてまた、町単独でも行いましたし、秩父地域全体でも行ったことがあったかなと思っておりますけれども、やはりなかなかあつた有料の道路につきましても、補修をしなければだとか、あるいは今までかかってきている予算の返済というのでしょうか、そういうこともあるのでというようなこともありまして、何とか下げてほしいというようなことから、今、回数券等で多少のサービスをする、こういうことになってきております。引き続きまして、機会を捉えて要請はしてまいりたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） これに関しては、それほど聞いてもあれなのですけれども、先ほどの答弁の中で、ぜひ小杉議員にも関口副大臣に補助金を云々というお話をいただきましたけれども、この辺もぜひ何か関口議員と会うときがあったら、その辺のトンネルの辺の話もぜひさせていただければ、大いにまた、もしかしていい方向があるのかもしれないので、そんな考えを私も持っておりますので、お願いいたします。

産科の医院の話に対して再質問させていただきます。産科というのは、確かにスタッフが要するというのを私もお聞きしておるのですけれども、皆野病院、先ほど町長言ってくれたように、産科どころではない、ほかの医者もちょっと不足みだど。なかなかいい先生が、日をかえて、本当にいいところから出向いてくださっている現状もありまして、皆野病院の話になりますと、とにかく今社会にちょっと話題を振りまいている面もありますけれども、皆野病院は皆野病院で大変熱心に取り組んでおられまして、大変いい施設を持っている。その施設があるのは、徳洲会グループとして、その資金が担保にあればすばらしい施設があり、設備が整っているという理解もできるわけなのですけれども、むしろあれだけのものがあつたら、大いに活用できるような体制をぜひ町としてはバックアップして、多くのスタッフを招き入れて、いい病院を守り立てていく姿勢で行ってほしいところでもあります。それに関しまして、皆野病院、3度の医師会推薦がどうもかなわなかったようで、これは大変町長が先頭に立ってやってくれている気もするのですけれども、またやっていただけると信じておりますけれども、これはかなうまで、ぜひやってください。よろしくお願いいたします。

それで、産科はそのようにスタッフが要るから、なかなか現状、皆野病院においても難しいかなというところなのですけれども、先日、秩父市長選で現職の市長さん当選しましたときの公約を私ちょっと聞かせてもらった中に、秩父市立病院に産科を開設するという公約がありました。ぜひそのように取り組んで、隣の秩父市のことですけれども、そのように取り組んでいただいて、皆野町にも当然恩恵があるわけですし、そのご相談を受けたならば、ためらうことなく、皆野もバックアップしますというような体制をとられたらいいのではないかという感じを持つところでもあります。町長さん、うなずいてくれているので、この答弁は結構でございます。現状をいろいろ考えると、そのような方向で。そうすれば、秩父市立病院にそれが実現すれば、かなり秩父の産科医療は前に進むはずなのですから、そのようなところでぜひお願いいたします。

次に、2項めのところに入らせていただきますけれども、公共施設整備基金、毎年取り崩して、今年度の残額が5億4,480万円ほどと、先ほど数字を会計管理者からお聞きいたしましたけれども、そうすると、ここには何かを改めてやろうというような余裕は余りないのかなという気がいたします。

このような中において、先般も何度か、総合センターでいろんなイベントがあるものですから、私もお邪魔しまして、皆さん、あの施設をかなり有意義には使ってくれているのですけれども、開催される内容が、どうも若い人の催し物はあそこではなかなかないかなと。もうちょっとでかくなれば、若い人、文化会館で何かやればというところもあるのですけれども、そういうのではなくて、もうちょっと若い人が何

かいろいろできるものがあるような感じを受けておりますので、その辺の見方をしますと、私は、もう大分古くなったなという感じを受けまして、現実、もう50年近くなるわけで、これに先んじて建築物定期検査報告書を拝見させていただきましたけれども、その点でちょっと何点かお伺いするところですが、この中の要是正の指摘事項といたしまして、コンクリートの外壁が損傷して剥げている。落下している。鉄筋がむき出しになって、さびかけているという箇所がございます。私も現地で早速確認させていただきましたけれども、イメージとしては、新幹線の橋脚、ほとんど橋脚部分は鉄筋コンクリートで露出されていますけれども、それが一部あちこちではげて落下して、通行人ないしそのような方に、落下して危害を与えたり、与えそうになったりということで、そうするとマスコミが落ちていているところの写真をよく浮き彫りにして、全くあれと同じです。そうすると、例えば新幹線のそのようなことがあると、全区間で点検をして、早期に対策をなされるというふうな方向になっていますけれども、全くそれと同じような状況がありました。そうすると、今回はそれが北側、余り人の出入りのしない非常階段のほうの部分のところで発生していたからいいのですけれども、あれが玄関側となりますと非常に危ない箇所のわけで、そうしますと早急な対応が必要かと思われまます。

もう一点が、非常用照明の不備という指摘を受けているようではありますが、やはり非常用照明は、たまにある話ですが、非常用施設が正常に機能しないと。よく何かあったときに、火災のとき、非常用の扉、排煙設備が動かなかったとか、煙が充満した。この間も病院でありましたね。非常用の排煙扉が作動しなくて煙が充満して、かなりの犠牲者が出てしまったとか、そのように非常用照明もその種のもなのです。ですので、これは非常に早期の是正が必要なのだと思いますので、対応をよろしく願いしたいところですが、その辺の対応についてよろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 今回の検査の是正箇所の関係でございますが、業者のほうへ今見積もりをお願いしております。照明器具のほうについては、それほどかからないだろうというお話をいただいておりますので、すぐにできると思います。

コンクリートの裂傷のほうは、多少、ちょっと金額等もまだ出ておりませんので、その金額を見まして、予算取得後に考えたいと思っています。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 何しろそういうことですので、今は直さざるを得ないと。早急にやっていただくということで。

それと、あと一点、ちょっと気づいてしまったのですけれども、現地において非常用階段が北側に設置されておりますけれども、非常用階段の手前にバリケード的に、北側は余り目が届かないから、外部からその階段を上がれないようにという趣旨だと思うのですけれども、バリケード的に封鎖されていると。木の扉で封鎖されていると。非常のときは、あの程度の封鎖であれば、思い切り蹴れば開いてくれるかなという感じも受けましたけれども、あの辺、もうちょっと、ぐあいよくできないかなという見解を持ってしまったので、その点、いかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 今の非常階段の扉ですが、議員さんおっしゃるとおり、下から上に上がる、防犯的なものですけれども、もう一回よく確認しまして、上から非常階段を使って脱出するときは、すぐ

あけられるような方法を考えたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） ぜひそれに関しては、そのような方向で早急にいい対策をとっていただくのと、あれが駐車場が割といっぱいになるときがあると見えまして、そうすると今言った北側に車が回るケースが頻繁にあると。北側も今の見た目も余り格好よくないので、その辺も含めてぜひご検討いただきたいところでもあります。

そのような話をさせていただきますが、いずれにしても総合センターは50年近くなるわけです。そのように自然劣化がやむを得ず発生していて、これからまだまだ出てくる状況です。中にいると、それなりに掃除は行き届いて、それなりに使えてはいるのですけれども、建物本体の構造は、やはり経年劣化がどうしても発生してしまいます。そのようなところで考えますと、とてもいい場所に、とてもいい施設を先人の方がつくってくれたものを便利に使っている現状を考えますと、なくすわけにはいかないから、あれ以上のものをぜひそろそろ考えてもらってもいい時期なのかなという考えを持つわけでありまして。再度その辺のところをお聞かせください。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、町の施設設備の更新計画というものがございまして。そんな中で考えていきたいと思っておりますけれども、アンケート等をとりましますと、図書館が欲しいとかというのがかなり上位にランクをされてきております。そんなことも含めまして、将来におきまして検討してまいりたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 町長が言われたように図書館なのですよね。かなり図書館をもっと充実させてもらいたいという希望が現実あるようですので、その辺を含めて今後の課題として、ぜひそのような方向も組み入れて、今後また考えていってもらいたいと思います。

そのようなことで、私としては今回提案させていただきましたけれども、ぜひ今後とも前向きにご検討、よろしく願いいたします。

関口副大臣のほうには、これに関して、また折を見て、町長もご提案していただいたので、私のほうからもぜひいろんなご支援をいただけるようやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（大澤径子議員） 次に、3番、常山知子議員の質問を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

第1の質問は、町の危機管理についてです。地球温暖化による被害は世界各地で起こっています。かつて経験したことのない豪雨、台風の猛威に人々が苦しめられています。日本でも2年前の9月、紀伊半島を襲った台風は、和歌山県内に記録的な雨を降らせ、土砂崩れで50名以上のとうとい命が奪われ、大きな被害が出ました。田辺市の熊野川行政区では、防災無線がダウンし、情報が入らなくなったと聞いており

ます。昨年7月は、九州北部のこれまでに経験のしたことのないような大雨による被害、ことしは京都地方、また記憶に新しい伊豆大島の大災害と、近年は、ある一部地域に集中豪雨が発生し、大災害が多発しています。

私たちが住む秩父地域は今まで比較的被害も少ないようですが、ことしの台風では、県指定の国神の大イチョウの幹が折れたり、倒れた大木で道が塞がれ、一時、日野沢地域はバスが通れなかったようです。町役場に寄せられた被害は多数ありましたが、幸い人命にはかかわらない被害でよかったと思います。こうした中で、いつ起こるかわからない災害に備え、危機管理をしっかりとしておく必要があります。当町はどのような対策をとっていますか。

2番目の保健師の増員について質問します。まず初めに、消費税増税と一体で国民に押しつけようとしている社会保障の切り下げについてです。中でも、介護保険の改悪では、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会が意見書案を大筋まとめました。これから正式決定を受け、安倍政権はこの法案を来年の通常国会に提出し、再来年の4月から実施する構えです。国の責任を後退させ、利用者、家族、介護労働者に重い負担と痛みを強いる意見書案となっています。高齢者が増加し、公的介護の役割がますます重要になっているときに、行き場を失う高齢者を激増させることは許されないことです。この中身の1つは、一定所得以上の人の利用料を1割から2割に引き上げることや、特別養護老人ホーム入所者を今までの要介護1から要介護3以上にする。また、要支援者の6割が利用する訪問介護とデイサービスを介護保険から外し市町村事業に丸投げするなど、大変な内容が含まれています。自治体にも大きくかかわってくる介護保険の改悪を許さず、高齢者が安心して年を重ね、介護に携わる人も希望を持てる安心の制度の確立が求められます。

質問に入ります。当町は町民の健康づくりを推進するためにさまざまな健康体操の開催や各行政区単位のいきいきサポーターの養成に力を入れています。その指導的役割を担う保健師をふやし、さらにきめ細かい健康づくりを推進する必要があります。町の考えをお聞かせください。

第3番目は、ことし4月にスタートしたおでかけタクシーについて質問します。この11月で8カ月が経過しました。1つ、11月末の申請者及び利用状況をお聞かせください。

2番目、おでかけタクシー利用条件のバス停から1キロメートル以上離れているという制限を外していただきたい。来年度の予算編成に向けて、今議会で前向きな答弁をお願いします。

3番目は、ことし3月議会でも質問をしましたが、タクシー半額補助を行いながら公共交通対策を立ち上げ、多くの町民の声を聞きながら、また専門的な立場の意見を聞き、皆野町に合った公共交通を確立する考えはありますか。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 3番、常山議員さんの一般質問通告書に基づきましてお答えします。

私からは、2番の保健師の増員についての質問に対しお答え申し上げます。現在、当町では、町民の健康の保持増進、そして心身の疾病予防や介護予防事業に6名の保健師を中心にして取り組んでおります。なお、このうち、育休、病休が2名おります。また、1名が退職しております。

保健師におきましては、より効率的な保健事業を進めるため、各地域のいきいきサポーターやシルバー人材センター、また社会福祉協議会等とも連携しまして、より多くの方が参加できる保健事業を進めてお

ります。

当町の保健師を含む職員は大変有能で、意欲的に仕事に熱心に取り組んでおります。特に介護予防、寝たきり予防事業等に熱心に取り組み、後期高齢者医療におきましては、埼玉県内市町村で医療費の少ない団体の1位もしくは2位という結果にあらわれております。

保健師の増員をということでございますが、現在、保健師1名が自己都合で8月に退職し、5名となっております。急遽広報等で募集しましたが、年度途中の募集、また採用、保健師の資格職ということもありまして、応募者はございませんでした。このため、新卒者も含めた保健師有資格者を再度募集し、来る4月1日で採用したいと考えております。したがって、退職者の補充を行い、当分は6人体制で取り組んでまいりたいと考えております。

ちなみに近隣の横瀬町、長瀬町におきましては、それぞれ保健師は各5名でございます。また、小鹿野町は町立病院や両神村との合併等との関係からか、10名となっております。

1番の危機管理については総務課長から、また3番のおでかけタクシーについては健康福祉課長から答弁をいただきます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 3番、常山議員さんから通告がありました皆野町の危機管理について回答をいたします。

豪雨などによる土砂災害に備えて、当町における危機管理対策について。町民への土砂災害警戒区域等の周知については、土砂災害が発生した場合に、住民の生命や身体に危機が生ずるおそれがあると認められる区域と、その危険性、避難場所等を掲載いたしました地震ハザードマップ保存版を平成21年5月号の広報と一緒に毎戸に配布をしたところでございます。また、ことし9月の広報では、災害時に備える備品、避難する際の持ち出し品、避難所等について掲載し、啓発をしたところでございます。

大雨洪水警報発令時における気象情報の提供と災害情報の収集についてですが、町から行政区への気象情報の提供として、大雨洪水警報、土砂災害警戒警報等が当町に発令された場合、必要に応じて、町から区長もしくは自主防災組織へファクス、または電話にて情報を提供しております。行政区から町への情報提供につきましては、大雨等により今まで経験したことのないような異常現象が行政区内において確認され、災害が予測される場合、もしくは発生した場合には、区長もしくは自主防災組織から町へ通報をお願いしております。

土砂災害が発生した場合の当町職員の対応につきましては、初動活動要員と緊急連絡網の整備、あわせて待機初動警戒体制、緊急体制、非常体制の3段階の体制について、各職員の役割分担ができておるところでございます。これによりまして、職員配備体制と災害対策本部の設置、災害発生時の初動期における対応、避難勧告、避難指示等の対応をとってまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 3番、常山議員さんからご通告をいただきましたご質問のうち、3項目めのおでかけタクシーについてお答えをいたします。

11月末現在の実績でございますが、申請者数及び利用者数を申し上げます。まず、申請者数でございますが、11月末現在、対象者207名のうち、申請者数は135名でございます。この申請者数135名のうち、実際に利用された方は66名でございます。

次に、2番目のご質問でございます。対象地区の規定でございますが、基本的には現行の制度、外出のための移動手段の確保が困難な地域に居住する高齢者の生活支援と、その地域への定住促進を図るという目的に沿って、助成対象地区、対象者は大幅に見直すことなく続けてまいりたいと考えております。

公共交通対策会議の立ち上げの件でございますが、おでかけタクシーとの関連がございますので、私のほうからお答えをさせていただきますが、現在のところ、そういったものを立ち上げる予定はございません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 済みません、急いでしまって。

では、順番に再質問をさせていただきますが、まず最初の町の危機管理については、町もいろいろと体制をとっているということですが、まず町の総合振興計画にも述べられているように、本当にこの皆野町は山林に急傾斜地が多いのです。そうしたところに住宅があって、崩壊とか地すべりとか、土砂流出などの危険箇所が本当に多数あります。今、土砂災害防止法というのに基づいて、埼玉県が皆野地域の基礎調査を実施しています。調査結果は、終了後、報告されるということですが、万一土砂災害警戒区域、または土砂災害特別警戒区域に指定された場合、市町村は区域ごとに災害情報の伝達や警報の発令、伝達、避難、救助の体制を確立しなければなりません。当町の対応は大丈夫でしょうか。

それが1点と、また避難指示が出た場合、町民はどこに避難しなければならないか。日ごろから確認しておくこと。先ほど答弁にもありましたように、21年に配布されましたハザードマップにしっかりと書いておられますが、やっぱりそういうのを町民が確認しておくことは基本だと思いますが、高齢化や過疎化の進行で、ひとり暮らしのお年寄りもふえていて、自力での避難が困難な人もふえています。それとともに、避難場所は本当に安全なところにあるのかなと、あらゆる事態を想定しておくことが必要です。

先ほど答弁でもありましたが、こういう事態が起きたときに、万一の場合、役場の職員が組織的に動くような体制がとれているということで、初動体制のこととか答弁していただきましたが、もうちょっと詳しくお聞きしたいのです。町の対応と、それから職員の組織的な対応ですね。よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 3番、常山議員さんの再質問にお答えをいたします。

土砂災害警戒区域、もしくは特別警戒区域に指定された場合には、町では町の防災会議が設定いたします地域防災計画に警戒区域ごとに対します警戒避難体制等に関する事項を定めてまいります。これにより対応してまいります。

次に、避難時の対応でございますが、避難場所等については現在18カ所を指定してございます。それに9月の補正でもって防災倉庫等の設置等についてご了解をいただいたところでございますが、避難を行う際の避難経路、それから避難所を開設した場合における運営方法等については、今、それに関するマニュアルについて検討を進めているところでございます。

次に、緊急時におきます災害時等におきます職員の体制でございますが、まず、待機初動警戒体制については職員29名、緊急体制につきましては52名、非常体制については92人体制で臨む体制ができておりま

す。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） わかりました。

11月から防災無線が開始されましたし、また今答弁にもありましたように、9月の補正予算で災害対策として防災倉庫もつくって、備品を保管して災害に備えることになりました。全国に災害の危険があると言われていています。この地域は大丈夫だということはないのです。常に最悪の場合はどうなるかを考えること。それが町民の安心・安全を守ることだと思います。ぜひこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

お願ひして、次に行きますが、次は保健師の増員についてなのですが、先ほどの副町長の答弁の中には、増員をするか、しないか、町の回答はありませんでした。今まで何カ月か欠員になっていた。それに対応することは答弁としてありましたが、ぜひそのことも答弁をしていただきたいのと、私はこの1年半、町政とのかかわりで、町の職員が少ない人員の中で本当に頑張っていると感じています。特に健康づくりについては、昨年の3月に初めての議会で、寝たきりにならない介護予防について質問して、外出ができない人たちにこそ目を向けて、きめ細かい取り組みをお願ひしたところです。

そのようなことから、町が進めている健康づくりに対しては本当に注目しているところですが、らくらく健康塾など、町民に人気の講座です。町が用意したワゴンタクシーの送迎があり、喜ばれています。同じ講座に何回も通って体力づくりをやっている人もいるそうです。そうした人たちが自分の住む地域で自主的にグループをつくり、そうした健康体操を続けていくことが大事だと私は考えています。それによって、より多くの人健康づくりに参加するきっかけになると思ひます。また、各行政区単位のいきいきサポーターの出前講座などもあります。自主的にグループをつくっていくとなりますと中心になる人がなかなか出てこないのです。そんなときに、専門的な知識もある保健師が地域に入って後押しをし、そのきっかけをつくっていただきたい。各地域に気軽に参加できる健康づくりの輪を広めるということは、ひいては医療費の削減にもつながると確信しています。本当に1万ちょっとの小さな町です。こうしたきめ細かい取り組みができるはずだと思います。ぜひ保健師をふやして、健康づくりを進めていただきたい。もう一度、済みません、答弁をお願ひします。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 再質問に対してお答申申し上げます。

増員の関係でございますが、先ほどの答弁のとおり、退職者の補充を行いまして、当分は現状の6人体制でいきたいと考えてございます。また、病気休暇、また育児休暇等につきましても、早期復帰を願っておるところでございます。

また、今後の保健事業、介護事業等の状況等、よく見据えながら、適正な保健師の人数につきまして検討は進めてみたいと思ひます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 当分は新規採用はないということで、後補充ということなのですね。当町、皆野は秩父郡市の中で、ほかの町村に比べて、保健師さん、1名ぐらいしか違わないのです。横瀬や長瀬は5名、皆野は6名ですか。小鹿野町は9名もいますけれども、この間、職員の欠員がたくさん出ていました。

そういうところにすぐに補充をしないということは、きめ細かい取り組みもなかなか大変です。

きのう、久しぶりに町のホームページを見させていただきました。皆野町の職員、保健師の募集のお知らせが出ていてびっくりしたのですが、何カ月も前からこの募集のお知らせは出ていたのではありませんよね。最近ですよ。職員の欠員ができたらすぐに対策をとっていただきたい。途中の募集だからなかなか人が集まらないとか、そういうことではなくて、欠員ができたら、それから長期の休みができたら、すぐにそういうホームページだの町報に載せて職員を募集する。そして、その後補充をして、しっかりと職員に働いていただく。やはりそれが町のやることではないのでしょうか。本当に少ない人数でやっている。大変だと思います。私たちもきめ細かいことをやってほしい、いろいろ要望しますが、なかなか大変です。ぜひそういうことはいろんな全部の全ての課で言えることだと思うのです。欠員ができたらすぐに対応していただきたい。ぜひその辺、もう一度よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 保健師の関係でございますが、具体的に申し上げますと、8月末で自己都合により1名の保健師が退職しました。その後、直ちに広報等で募集をかけまして、先ほど申したとおりでございます。特に誰でもよいわけではなく、保健師という有資格者ということ、年度途中ということ等で、応募者はゼロでございました。そういうことから、また、もっと幅広い、来年3月に卒業見込みの新卒者も含めた形の中でやらないとなかなか希望者がいないというような判断から、4月1日採用をめどにした募集を行ったということで、全く構わなかったというわけではございません。とるべき措置はとったつもりでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 町はちゃんと対応したということですが、今度の募集についても1名ですね、募集人員は。育休、これからまた職場に戻ってくるということで募集はしていないのしょうけれども、ぜひその辺、今からでも訂正はできると思うのですけれども、2名にして増員を図っていただきたい。そういうふうをお願いして、次に行きたいと思います。

次は、おでかけタクシーなのですけれども、先ほどの健康福祉課長の回答というか、答弁では、利用金額が報告されていなかったのですけれども、私、この利用金額を聞かないと次の質問に進めないのです、実は。ということで、この前の新井康夫議員が質問したときに聞かせてもらった29万5,500円、これでやっていきたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○3番（常山知子議員） 済みません。申しわけありませんでした。

先ほどの答弁の中でも、9月の議会の新井康夫議員の質問の答弁と全く変わっていないということで、本当に残念です。外出のための移動手段の確保が困難な地域に居住する高齢者の生活支援、その地域への定住促進を図る目的に沿って、助成対象者は大幅に見直すことなく続ける。全くこの文章をまた聞かせていただきました。しかし、1キロメートル以内に住んでいる人でも、外出のための移動手段の確保が困難な地域に該当する人は大勢います。そして、この11月末の利用状況をお聞きしたのですけれども、利用人数は少しふえているのですけれども、この金額が、新井康夫議員が質問したときの金額が8月末の利用状況で29万5,500円でした。この数字から、今年度、来年の3月までに推定利用金額は70万9,200円です。今度のおでかけタクシーの半額補助の予算は、初年度ということもあったのでしょう。多目に計上したもの

と考えますが、660万円です。これから来年3月まで、どんなに申請者や利用者がふえたとしても、今年度、これに係る金額は100万円以内で済むと思います。どうでしょう。

そこで質問なのですけれども、仮に私が質問した1キロ以上の制限をとった場合、対象者は今よりどのくらいふえるでしょうか。そして、もしその対象者が1キロを突破してふえた場合でも、これまでの申請者、利用状況。これまでの申請者というのは、申請率は66%です。利用率は40%です。そういう状況から見て、詳しい計算は今すぐできませんけれども、来年度の予算額は今年度と同じでも十分足りると考えます。これについて、2つ質問なのですけれども、660万円、同じに計上して、もし足りなかったら多くの人に利用していただいていると喜んで補正を組めばいいのではないですか。

2点お願いします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 常山議員さんの再質問にお答えを申し上げます。

大変恐縮でございまして、地区ごとの利用者数を申し上げませんでした。改めて申し上げさせていただきます。下田野地区、利用者6名、利用金額2万9,000円、国神地区、26名、11万7,000円、日野沢地区、16名、22万9,500円、金沢地区、3名、2万1,000円、三沢地区、15名、9万7,000円、合計で66名、49万3,500円でございます。これが11月末現在でございますので、これから暮れ、正月、この寒い時期等を考慮しますと、なかなか最後の数字というのは読み切れない部分がございますけれども、いずれにしても3月では減額の補正をすることになるかと思っております。

それから、もし仮に70歳以上ということになりますと、いわゆる地区の縛りがなくなるわけでございますけれども、70歳以上の高齢者の総人数、11月末で2,458人でございます。ただ、この中で免許を持たない方というのがなかなか読み切れません。それから、非常に便利な地域に住んでおられる方、そういったことも読み切れませんので、この辺は算定はなかなか難しいという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 金額のほうはわかりましたけれども、先ほどの金額をぜひ参考にさせていただきたいと思います。

それで、9月議会でも出ていたのですけれども、タクシーの補助制度ができて、大変喜んでいてる人の声、私も聞いています。お守りとして持っているのではだめだよと話したこともあります。その人が美容院へ行くのにタクシーで行って見たと聞きました。しかし、半額補助でも結構タクシー代がかかってしまう。そう頻繁には使えないということです。補助が受けられない地域で、バスも通っていないところでは、1キロメートル近くも重い買い物袋を提げて家に帰るのは大変だと話していました。町の中に、ワゴン車でいいから、お店や病院、金融機関を回る車を走らせたらい、どうかという声もありました。

また、先日ですが、破風山に登った帰りに、満願の湯のバス停には帰りのバスに乗る登山客が私たちを含めて20名近くいました。夕方の4時の段階ですけれども、土曜、休日のバス運行で、特に利用者が多い時間帯に1時間に1本では不便です、そんな声がバスを待っている人から聞こえてきました。先ほどの答弁で、対策会議は立ち上げない。また冷たいことを言われましたけれども、私が今申し上げたようなことも含めて、町民の声や利用者の声を聞いて、もっと気軽に安い料金で外出できるような、町の活性化ができるような公共交通を考えていく必要があるのではないのでしょうか。済みません。そのことについて、もう一回答弁をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） おっしゃることはよくわかるのですが、なかなか、今、全ての要望を満たすような公共交通といいますか、交通に踏み切るのは、まだ難しいというふうに考えております。全般的な交通対策会議、これは私のほうでお答えしていいのかどうかわかりませんが、そういう段階であろうというふうに思っております。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 理想というのは、乗りたいときにそこに車が来てくれる、それが理想だと思います。しかし、今現在、町の公共交通、いわゆる町営バスであるとか、あるいは三沢方面を走っている西武バスであるとか、こういうバスを見たときにも、残念ながら大きな赤字を出しておりまして、町でも民間バスに対しても多額の補助をしておるとい状況であります。仮に、今、常山議員さんがおっしゃるような別な公共交通を考えたと仮定いたしますと、その全てが大きな持ち出しをしてしまう。あるいは、存続することが不可能になってしまうだろうと、こういうようなこともあります。私といたしましても、1キロメートルというようなものは外して、そして多くの人に利用してほしいという気持ちはよくわかります。私もそういうふうに気持ちの中では持っておりますけれども、やはりなかなか理想と現実というのは、そううまくいきません。確かに両手に荷物を持って1キロメートル近くを歩くということ、これは大変かもしれないけれども、いわゆる手押し車等で買い物をして、押して帰る方も見受けられます。そういうようなことを考えたときに、そうしたことへの、例えば補助であるとかというようなことは考えられないことはないかもしれませんが、あえてここでまた新たな公共交通を確立するための機関というようなものは、今のところ、担当課長が申し上げているとおり、開催する予定はありません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） なかなか理想というのは難しいかもしれませんが、少しずつ進んでいかないと、私たちも、そのうち運転免許を返上して、ではこれから買い物するのにどうするのだろうという、国神地域でもそんな話も出ております。やっぱり早目、早目に手を打っていかないと。先ほど小杉議員からも出ましたけれども、本当に若い人たちが定住するような町、そういうをつくるには、やっぱり高齢者対策も必要だと思いますし、何と言ったらいいいのか、先ほどの1キロメートルについても、はっきりした、来年度どうするかということは、この答弁ではお聞きしなかったような気がするのです。それで、申しわけないのですが、もう一回、それについて回答をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 70歳以上の方で免許を持たない人たちというのは、今の状況の中では一番大変というか、免許を持たない方があるかと思っておりますけれども、私は、今後は免許を持ってくる人がだんだん多くなってきておるわけでありまして、今がピークだろうと思っております。そんな関係から、新たな公共交通については考えておりませんし、また来年度、1キロメートルを外すということにつきましても、今の時点では考えておらないところであります。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 先ほど何で私がこの今年度の推定利用金額を出したか。今までの制限では100万円以内で済みますよということを行ったわけです。それで、課長からも聞いた、70歳、1キロメートル以上を取っ払った場合、人はどのくらいいますかというのをお聞きしました。そういうことを聞いたという

ことは、やはりそんなに、ことし立てた予算で間に合うのですよということを使ったわけです。補正で減額するということをお話しされましたけれども、やはり来年度の予算で、同じ予算を組めばこれだけの予算がとれるのですから、とれば、やはり1キロメートル以上というのは取っ払えるということをお話し申し上げたかったです。ぜひその辺を再度考え直していただきたい。

そして、最後になりますけれども、私は12月4日に町長に平成26年度の予算要望書を提出しました。その中には、今回、今質問をしたおでかけタクシーの要望も入っています。これは本当に町民の声なのです。ぜひ町民の声をしっかりと受けとめていただきたい。そして、予算づくりに反映させていただきたい、そういうことを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤径子議員） 次に、4番、若林光雄議員の質問を許します。

4番、若林光雄議員。

〔4番 若林光雄議員登壇〕

○4番（若林光雄議員） 4番、若林光雄です。

ことしも残り少なくなりました。ことしは第2次安倍内閣のもと、アベノミクス効果の中、大胆な金融緩和、機動的な財政政策、経済の成長戦略など3本の矢のもとに、物価の成長率2%を目指すと、日銀との共同声明を行いました。また、2020年にはオリンピック開催が東京に決定し、デフレ脱却に向けて景気の回復が大いに期待され、円安、株高が進行し、来年度の企業税収は50兆円を超えるとの見通しであります。

また、反面、ことしは異常気象による災害も多く、豪雨による被害、そして猛暑の続く中で、本県におきましても竜巻の被害も発生しました。また、特に伊豆大島においては、土砂の流出により多くの犠牲者を出してしまいました。関係の皆様方にお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、当町におきましては、大きな災害もなく、この年の瀬を迎えることができましたが、景気の回復感はなかなか見えてきておりません。しかし、道の駅みなのにおきましては、大変なにぎわいのもと、農産物の売り上げも大幅に増加しているようでございます。今後、当地域の景気回復を心から願い、期待をしているものでございます。

また、昨年、金沢小六地区におきまして盛り土の崩落が起きました。その地元金沢地区、また下流の長瀬町では大変な心配をしておりました。県担当者並びに当皆野町としても、対策、対応に大変な努力をいただきました。県にて事業者に対する復旧命令を発令するも、着手をしないために、行政による代執行

に基づき埼玉県が代執行いたしました。結果といたしまして、台風、長雨等による災害の心配をしておりますが、水路が深く掘られた程度の被害で、本当に少なく、また掘られた箇所においては、この後に水路の改良工事を計画してくれるということもございまして、地元におきましては一応安堵しているところでございます。

さて、先ほど本会議の本定例会の開催に当たりまして、町長からは挨拶の中で、次期4月の町長選に立候補したい旨、力強い表明がございました。2期8年の実績の中で、夢を育める安全で安心な快適なまちを行政の指針として推進をしていただきました。特に皆野中学校の新設、そして学校施設の耐震化の推進、ちちぶ定住自立圏構想の推進、また西武秩父線存続・維持を求める決議書の提出、水道ビジョンの中におきまして水道広域化を推進する1市4町の水道広域化準備室の覚書の締結、またそのほかに防災行政無線の新設、街路灯のLED化の更新、町道の生活道路網の整備、こども医療費の窓口支払いをなくす。そして、消防団の再編強化による詰所の整備、また車両の更新、高齢者の公共交通の助成等々、過去この8年間の実績は当皆野町におきまして大きな成果と貢献をしていただいたことと思います。

また、近々におきましては体調も順調のご様子にて今回の英断をされたと思っております。この立候補の決断に賛辞を申し上げますとともに、一町民といたしまして心から応援していきたいと私も考えております。3期目の町政のかじ取りに大きな期待をしております。

それでは、通告によりまして、2項目について質問いたしたいと思っております。

1項目めといたしまして、現在、地方自治体においては少子高齢化の進行、過疎化による人口減少が一段と強まっております。当町にあっても同様でございまして、少子高齢化の進行、核家族化、地域のコミュニティの脆弱化など、その中でこの地域社会を取り巻く環境も大きく変化をしてきております。

皆野町の観光として、桜に囲まれた美の山公園を中心にヤマツツジ、そしてアジサイ、紅葉と四季折々表情を変え、ハイキングコースも数多く整備されております。また、夏になると荒川を中心といたしまして、親鼻橋の下の河原では、家族連れ等、大変なにぎわいを見せております。また、秩父音頭の発祥の地として、合歓の盆は毎年8月14日に秩父音頭まつりとして流し踊りコンクールが実施され、ことしは第45回ということで町内外から多くの参加チームが出て、商店街からまつりの広場まで、観客の波で埋め尽くされた状況でございました。しかし、ふだんはどうかなとしてみますと、ふだん商店街におきましては、歩いている人もまばらで、シャッターがおりた店もあり、大変寂しく感じられます。何か活性策はないものか。誰もが活性化を求めて、そしてその辺を感じていることと思われまます。

現在実施されている秩父音頭は、医者として医院を開設していた俳人の金子元春、金子伊昔紅先生によりまして、昔から伝わるころの素朴な盆踊り歌を秩父音頭として歌い、踊られるようになってまいりました。その金子家を観光の目玉にと、町民からの提案があったと聞きました。その後、協議会におきまして、正副議長、また各委員長、観光協会の役員にて、家元の家屋の状況等確認されたようでございます。その状況がどんな状況であったのか、お伺いしたいと思います。

町を訪れた観光客がハイキングの後に、また夏に川遊びの後に、そしてふだん、いつでもまつり会館のように立ち寄れる施設として、また秩父音頭がいつでも流れている原区元町の拠点として、そしてまた俳句の町、金子元春翁、金子兜太先生の生家として、この金子邸の活用についてどのように考えておられるか。

また、まちおこしとして、その調査費の計上等、具体的な予算措置を考えているのか、伺いたいと思っております。

2項目めとして、新聞、テレビ等、マスコミの発表における事件、事故、そして傷害、盗難、犯罪等が毎日のように繰り返され、とうとい命までも奪われるなど、現在の治安の悪いことに大変心配をしております。そこで、安心・安全なまちづくりとして防犯カメラの設置が必要と考えます。現在、当町におきましては、金融関係、また郵便局、コンビニ、そして役場の玄関等におきましては設置されているようですが、そのほかに防犯カメラが設置されているかどうか。また、児童生徒の通学を初め犯罪防止を考えると、その具体的な対策等は考えているのか。夢を育める安全で安心な快適なまちを進める上での予算措置、今後の方針等を伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 4番、若林議員さんの一般質問通告書に基づきお答えをいたします。

1番、町の活性化対策についてお答えします。1点目の元町の活性化についてどう考えているかとのことですが、全国の商店街において、シャッター通りと称されるような状況が多くなり、その活性化が求められています。皆野町の元町商店街も昭和40年代の車社会の到来により、皆野バイパスの開通、その後の大型店の進出や少子高齢化の急激な進行が拍車をかけ、人の流れの変化と人口の減少、そして商店の後継者不足などにより、にぎやかさが消えた状態になりました。

このような中、観光協会の幹部役員と、まちおこしに熱心な方から、秩父音頭発祥の町を生かした地域おこしを検討してはどうかとの提案がありました。具体的には、若林議員さんがお話のとおり、現在住まわれていない金子元春邸を活用しての地域活性化を図ってはどうかというものであります。このような提案を受け、趣旨は理解できますが、町の観光や原町商店街のにぎわいの回復が図れるかなど、大変難しい面もあります。相当の予算を要する大きな事業となり、失敗は許されないものでありますので、町議会の正副議長、各常任委員長、観光協会正副会長、商工会長に声をおかけしまして、旧金子邸を見学しました。また、土地、建物所有者も旧金子邸の活用には同調しています。今後、旧金子邸においてどのような活性化の手法が考えられるかなど、提案いただきました観光協会幹部を中心に商工会や原町商店街の皆様など、多くの方にご検討いただきたいと考えております。また、必要に応じまして、まちおこしの専門家の指導や意見を聞く必要があるかと考えています。

いずれにいたしましても、旧金子邸による活性化策が施設等のオープン後において年間を通して来訪者が来るような施設であること、原町商店街のにぎわいが戻るような管理運営方法など、焦らず、慎重に検討する必要があると考えています。慎重に検討を進めまして、地域活性化につながる、ある程度の確証が得られるような骨格ができました段階で具体的な予算等の措置を検討したいと考えております。

2番目の防犯カメラの設置についてお答えします。1点目の町内に防犯カメラは何台設置しているかとのことですが、町においては確認しておりません。また、町において設置した防犯カメラはありません。

なお、金融機関やコンビニエンスストア、スーパー等におきましては、店内の犯罪抑止のための監視カメラが設置してあると聞いております。商工会におきましては、今年度において150基の街路灯の改修とLED化を進めていますが、あわせて安全・安心な生活環境を守るため、皆野地区に3基の防犯カメラを設置する工事を同時に進めております。来年の1月末を目途に工事が完了する予定であります。なお、町からも応分の助成をさせていただく予定であります。

2点目の児童生徒に対する犯罪防止のための防犯カメラ設置についてのお尋ねですが、児童生徒を含め、多くの町民の防犯のため、地域の要所等への防犯カメラ設置について検討してまいりたいと考えておりま

す。

○議長（大澤径子議員） 4番、若林光雄議員。

○4番（若林光雄議員） ただいまのお答えについて再質問させていただきます。

金子邸の状況等、見ていただいたようでございます。そして、今お話もありましたが、金子家からの同調もいただいているということでもございます。私も小さいころというか、少年時代から、あの金子医院の母屋というか、あの中で、風邪を引けば注射を打ってもらおうとか、いろいろと診察をしてもらったこともございます。そのような形の中で、あの家自体が大変古く、また大変な傷みもあるのではないかと感じております。したがって、その辺の改修等、どのような予算がかかるのか、その辺を含めた調査費等も、一回調べてから、その検討会等も進めるということがいいかと思うのですが、その予算措置等はしてもらえ。予算措置というか、調査費の計上等は来年度してもらえというか、する予定があるかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、あとあわせて、原町商店街の皆さん、そして商工会、また観光協会等、有識者によるところの専門的な委員会等の立ち上げ等の検討もしたいというお話でございますが、これは時期的にもまだ、今までここまで来てしまったわけでございますので、それほどすぐすぐというのではなくて、来年度執行した後、その辺の予算状況等を見ながら、また検討会の状況等見ながら進行してもらえればと考えますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） どちらが先で、どちらが後かということのようなことでありますけれども、いずれにいたしましても、その調査費等につきましても、これは町の税金で行うということになるわけでございますので、まずはどのような活用方法が考えられるかというようなこと、まず観光協会の役員さんであるとか、あるいは先ほど申しあげましたように商店街の方であるとか、あるいはまた専門的な知識を持っておる方だとか、そういう人たちと相談をさせていただいて、そしてなお、こういう方向で行ったら何とか行けるだろうというような、ある程度の見通しがついてこないことには、予算計上ということにはなかなか難しい部分もあろうかと思えます。予算計上して、このくらいかかるから、こうなのだというのも一つの方法かと思えますけれども、まずは専門的というか、地域の方々や観光協会の方々を検討してもらうということがまずは先かなと、こんなふうに考えておるところであります。

○議長（大澤径子議員） 4番、若林光雄議員。

○4番（若林光雄議員） わかりました。

あるバス会社等によりますと、この秩父へ観光に出かけたりするときは必ず、140号のバイパスを通るのでなくて、帰りには、一回、どちらかには旧道のほうを回って、それでその商店街の中の家元の家、これが秩父音頭の発祥の地だと。また、家元の家だという形で、バスガイドさんが案内もしてくれているという状況を聞いております。そんな中で、このような形のものが、私はできればいいかなというふうに思うのですが、それでその中で、今後においていろいろご検討いただくということでございますが、私としては、観光バスによる見学者が来町する中、町内を散策して、また商店街がにぎわい、またあわせて複合的な施設というような形で観光協会の事務所みたいなものがそこに併設できるような形、そういう複合的な施設として元町商店街が活性化できればというふうに考えます。その辺をご検討いただくということでございますので、また来期に向けていろいろと検討を重ねてもらい、そして町にとって、また商店街にとってもいいような形のものとして進めていただくようお願いいたします。

続いて、2番目の防犯カメラの関係ですけれども、カメラについては、本当に毎日のようにカメラに映り出される事件、事故等があって、けさもテレビ等でも放送されていましたけれども、やはり何かあると、その後ろ盾というか、調査の段階にはカメラに映った映像等が必要となってくると思います。先ほど町長の答弁の中で、商工会で150基の街路灯をつくり、そしてまた、そこに3基の防犯カメラを設置していただくということは答弁いただきましたが、これも3基ということで、結構な予算もかかると思います。相当の予算が必要でございまして、ここもすすすぐということではなくも、子供たち、または学童たちの安心・安全なまちづくりのために何基かということで、町内はもちろん、この外郭においても必要だと思うのです。その外郭においては何かというと、たまたま留守の家庭が多くなって、それで結果的には空き巣に入られ金品をとられてしまったというようなこともちよくちよく耳にいたします。こんな形で、事故が起こってからでは遅いと思います。解決にも大きな効果となるような防犯カメラが、場所、場所によっては設置は大変だと思うのですが、重立った道路の主要なところに設置でもしてあれば、事件、事故の解決のときには早目に役に立つでしょうし、またそういうことが起こっては困るのですけれども、計画的なその設置を要望したいと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、即設置というわけにもなかなかまいりませんけれども、質問者の仰せのとおり、ここは確かに必要なところだなというところも当然あるわけですので、そうしたところを十分検討させていただきまして、設置ができるような方向で研究してまいりたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 4番、若林光雄議員。

○4番（若林光雄議員） いろいろ答弁いただきました。このような形で、早期の予算措置と設置計画等を検討していただくことを要望いたしまして、質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 次に、10番、林豊議員の質問を許します。

10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林です。

通告に基づきまして質問をさせていただきたいと思いますが、前の人たちの質問を聞いていく中で、いろんなことがあるなと思いつつですが、いろいろ考えてもいたのですけれども、前置きをしてもしようがないですから、早速内容に入っていきたいと思います。

まず、第1番目といたしまして農山村展示館についてですが、農山村展示館は閉鎖されて数年経過したところではありますが、昨今、展示物の整理等をやる中で、あの施設が大変よい部分もあるものですから、対応をいろいろいじって、展示を公開するに耐えるような形にして、例えば県民の日であるとか、そういったときに限定公開をするようなこともあったようですが、今後この施設を、何か最近小耳に挟んだところによりますと、いろいろな展示物の整理をしており、不定期でなく、ある程度の公開を考えているのではないかと思われるような節がありますので、その辺についてお聞きしたいと思います。

というのも、農山村展示館ということでご質問したわけですが、前々から言っていますから、答弁については予想されますので、省略してもらって結構ですが、いわゆる前9月議会でも町長の答弁の中で、たしかリフレッシュプランなんていう言葉が、9月でなかったかもしれませんが、今年度の議会の中でも出てきているのですが、その中の大物の3つというのがありまして、それが温水プールであり、ふれあい館であり、金沢小学校の統合であったかというようなことを記憶しております。農山村展示館が出てこなかったのは、それよりも以前にある程度の形で公開をやめていたからということだったと思うのですが、それにもかかわらず、またこの公開を考えているとすると逆行するようなことになるのではないかというふうに思われますので、現状の農山村展示館の何をどうしているのか。また、新たに公開をする意思があるのかどうか、確認をしたいと思います。

2番目に、役場の窓口、受け皿についてということで、どういうふうに聞いたものかなというのがあったので、このようなことにしたのですが、実は町民からいろんな要望であるとかお願い、もっと簡単に言ってしまうと、こうしてくれと、危急の要請が多々あるようです。ただ、それは、それぞれの担当部署があり、実際には、すぐ即応できるものもあれば、即応できないものもある。これはもう当然のことなのですが、住民サイドからしてみれば、一体どこで受け入れてくれるのか。非常にわからないことが多くて、要望したのに、意見を言ったのに、ちっとも聞いてくれない、ちっとも対応してくれないという苦情が少なからず上がることになります。

大分前のことですが、一時、自治体においては、すぐやる課、住民の苦情ないし要望があった場合、すぐ対応できる内容であれば、すぐやる課というのがあって、そこに言ってもらえば、すぐできるものはすぐやるし、窓口が違う、時間がかかるという場合は、それを紹介するというような対応があったかと思えます。実際、私に言われたことも、そういうのをつくったらどうかというふうに言われたので、具体的なことを言いますと、この夏における蜂の発生であるとか、通学路のいろんな障害物があったとか、そういうことについて、町に言うのだけれども、どうもはっきりしない、対応が悪いというのはあるのですよね。必ずしも、私なんか思うに、職員が対応しないとか、全く無視するなんていうことはあり得ないので、それなりに努力はしているのだと思うのですが、住民サイドからしてみれば、どこへ行ったらいいか、わからない。たらい回しにされるというようなことがありますので、もし対応が可能であるのならば、受け皿として、窓口1人、とりあえずいてもらえれば、あとは内容において、職員がこういう場合にはこちらへというような形で、非常に急ぎのものであれば、これは急ぎで対応してもらいたいというのをくっつけて対応してもらえば、それなりに対応がしてもらえるかと思うのです。

この関係で言えば、例えば11月から運用が始まったという防災行政無線のことなんかでも、非常に聞こえが悪いと。何度言っても、見にも来てくれない。対応は、そんなことはないからとか、そのときの方向だろうとか、電話での対応だけで、実際に来て聞いてみる、見てくれることをしてくれないというようなことも現実にあるわけです。これもいろいろ総務課長あたりと話の中で話してみれば、全くそういうことをしていなかったわけではないのですが、それらについての住民に対する細かなといいますか、行き届いた説明がそれなりにしてあれば、例えばきょうは忙しいからあした行きますとか、そんなようなことができれば、そういう苦情も減るかと思うのですが、それにしても片手間にできることでもないのです、そういったものを設置していただければどうなのかというふうに思いますので、その検討及び町長の対応に対する考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、3番目ですが、これも漠然としたもので、町長においては、これはなかなか難しかったかな

と思うのですが、きょうの挨拶の中で、来年の春の町長選挙に3期目に向けて準備があるというふうに発言がありましたので、その内容、それを踏まえた段階での来年度予算の主要施策ということになるかと思うのですが、先ほど来、町長においては、1期、2期、8年間の実績、また前議員のその実績を高らかに言われておりますが、ただ、確かにいいことも少なからずあったと思います。ただ、一番は、先ほどの公共交通の件にしても、自分の考えていないところから外れたところの話し合いを持とうとしない。主要施策についても、年度当初、当初予算でここ2年ぐらいは、いきなりいろんなことが出てきて、それを大体年度内に終わらせてしまう。非常に短期間ですぐできることについては積極的にやっています。道路についても、生活道の整備ということで細かな道路の改修等は非常にやっているのですが、もともと石木戸町長におかれましては、1期目のときに、このままでは皆野町は衰退してしまう。5年、10年、20年の先を見た町政をしなければということで、合併を公約の中心に置いていたわけですがけれども、合併そのものは、その1期の終わりぐらい、後半において断念という形をとったわけですがけれども、にしましても、将来における、それこそ5年、10年先の町政ということにおいては、合併する、しないにかかわらず考えていかなければいけないのではないかなと思われるわけですが、現状における施策については、5年、10年どころか、2年、3年で大体先が見えてしまうようなことが多くて、現実に基幹町道と言われる主要な道路については、ほとんどが手がついていない。この成果については、確かに任期中には成果が出ないかもしれない。任期4年の中では、5年、10年の事業というのは完成しないかもしれない。だけれども、それをしておかなければ、将来の町政、町は衰退してしまう。近隣の秩父市、寄居町、本庄市、児玉ですがけれども、こういったものを見ても、いろいろな道が現実に大きなものができてきています。あれは現職がやったことではありません。秩父市においては、国道299号の拡幅、前々ということなるのですか、栗原市長が、企画、始めた299号の、特に大野原方面における拡幅なんというのは、とてもできることではないだろうと思っていたのですが、現実に市長がかわっているにもかかわらず、現実、実現しております。こういったことが必要になってくるのではないのでしょうか。

町長におかれましては、そういった事業を主要施策の中に、また3期への公約の中に盛り込んでいただきたいということも考えておりますので、その辺の所信を含めた来年度予算の主要施策について教えていただきたいと思います。

また、聞く予定にはなっておらなかったのですが、前、若林議員が私の地元である皆野町の前区の子金子医院関係のことを聞きましたので、あわせて私もその内容についてはちょっとお聞きしておきたいと思いますが、具体的にどの程度のところまで今考えておるのか。先ほどの答弁、もちろん大体私もそれで理解しているのですが、それ以上のことはあるのかどうか。年度的に来年度には現実にそれを予算化して何かするかという予定があるようであればお答えいただければありがたいと思います。

町長への質問については以上でお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） お答えします。

1 番の農山村具展示館についてお答えします。旧農山村具展示館は、農業構造改善事業の国庫補助事業により建築し、昭和56年11月開館しました。入館者の激減等で展示館として通年開館の限界を超えた事態となり、総合的に判断し、平成16年12月議会の議決を経て、農山村具展示館設置及び管理に関する条例を廃止しました。収蔵庫として管理しているもので、再度管理条例を制定し展示館としての開館は考えておりません。

2 番目の役場窓口についてお答えします。町に対する要望、苦情等の窓口となる、すぐやる課なるものを設置できないかとのことですが、相談、要望用務には、道路関係、交通安全関係、ごみ、騒音、悪臭などの公害関係や生活、医療、福祉、年金、税金などの生活相談など多様なものがございませぬ。それぞれの所管窓口において、より迅速に、正確かつ気持ちよい対応に努めておるところであります。すぐやる課が設置してあるのと同等の対応が図られていると考えております。これからも現体制により窓口対応や接遇研修により職員の資質の向上を図り、さらに笑顔と声かけを励行し、迅速、正確な対応に努めてまいります。

3 番目の来年度の主要施策についてお答えします。引き続き、町の基本構想に掲げております夢を育める安全で安心な快適なまちを基本として、夢を育む確かなまちづくりを進めてまいります。安心、快適な生活基盤の整備として、生活道の整備、消防団の再編を進めまして、詰所、消防車や機械器具の整備に取り組みます。健康、福祉の充実として、中高齢者の元気で長生き対策をさらに進め、介護予防、糖尿病予防、がん検診率の向上などに力を入れていきます。産業と観光の振興としまして、道の駅の整備、特産品の開発研究、ハイキングコースの整備、イベントの推進を図ります。文化と教育力の向上として、基礎学力の向上と豊かな心を育む文化、スポーツの推進を図ります。少子化対策として、定住の促進として住宅取得奨励補助制度を創設します。また、ちちぶ定住自立圏構想を推進し、特に上水道の広域統合の促進を図ります。

以上の事務事業を進めるに当たりまして、健全な財政が裏打ちされなければなりません。取捨選択、入りをはかりて出るを制す、最少の経費で最大の効果を上げる予算編成の基本姿勢として、平成26年度予算の編成を進めてまいります。

なお、金子邸の関係につきましては、先ほどの若林議員さんに対する答弁のとおりでございまして、それ以上でも以下でもございませぬ。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 10番、林議員さんの一般質問通告書に基づいて申し上げます。

旧農山村具展示館は、先ほど町長が申し上げたとおり、今のところ展示館として常時開館の予定はありません。先ほども話があったように、皆野町農山村具展示館は、農業構造改善事業により昭和56年11月に開館し、平成17年3月をもって閉館となりました。

経緯といたしましては、参観者の減少などに伴い、行財政改革の一環として、特例なき事務事業見直しにより、やむを得ず展示館開館業務を廃止し、隣接する教育委員会管理の皆野町有形民俗文化財収蔵庫と

一緒に教育委員会の管理になりました。そのときの議会答弁では、今後は教育委員会において有効に、見たいという見学者があれば無料において利用、活用するというようになっておりました。

旧展示館には、皆野町関連の出土品、民具など、現在の皆野町が存在するために先人の努力、生活の苦勞、工夫、願ひ、これなどがうかがえる大変貴重な品物がごございます。私は、このようなものをただ保管しておくだけでなく、学習のため、研究のために利用することは大いに有効であると考えます。そのためには、今までの展示を系統的に整理し直しました。そして、前もってご連絡をいただければ、見学、学習、研究していただいているところでもあります。どうかよろしくご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、再質問をさせていただきます。

農山村展示館につきましては、今、教育長のほうからもありましたとおり、教育委員会のほうの管理で、無料で希望者にとということについては、特にそれに対する事柄はないと思います。今までどおりということでもあります。

また、町長の答弁の中でも、これは収蔵庫であるということでもありますから、今までどおりで、特に変化はないということですので、確認ということでしたから、復活する意思は今のところない、現状のとおりであるというふうに理解いたしましたので、再質問における答弁は結構です。

2つ目、窓口なのですが、町長の言われることも大変よくわかるし、現実にそのとおりだと私も思いますが、問い合わせをする住民においては、やはり電話をすると、例えば我々なんかですと、議会事務局が何番、いわゆるダイヤルインの方式でどこというのがわかるのですけれども、住民のほうから、これは何課だろうというのはわからないわけですよ。だから、出て、例えば総務課ですと言われれば、こういうことで、こうだと一々説明するわけです。そうすると、ああ、それは何課だから回します。回されたほうが、何ですかと言うと、これはこういうことでと、また一から全部言わなければいけないわけです。もちろんそれぞれの電話を受けた職員がそれなりにきちんとといたしますか、丁寧にやってくれているのはわかるのですけれども、それを何度もやるのは、問い合わせる側からすると、幾ら丁寧にやられても、3回目ぐらいになると血が上ってしまうのです。実際にそれで対応がちゃんとできればいいのですが、ああ、それはどどこで、何日かかかるよと言われると、なおのこと、やっぱり頭へきてしまって、何で町は何もしないのかということになってしまうわけです。

ですから、一旦内容を聞いて、こういうことだということを受けとめてもらいたいということなのです。それで、内部的に、自分たちのところであれば、これはどういう内容だから、どこの窓口とわかりますから、それについて連絡をして、折り返し電話するなりしてあげれば、いろいろ通報というか、問い合わせをしてくれた町民についても、ああ、町は親切だなと思うわけなので、すぐやる課というふうに言いましたけれども、すぐやる課というよりも、係というか、もっと極端なことを言えば職員1人でもいいのではないかと思うのです。受けとめて、これはこういうことならば何課だから、わかりました、すぐに担当部署から連絡をします。だから、例えば、もし10分たっても返事がなかったら、また下さいとかというふうにして返していけばね。ただ、それだけなのです。丁寧にやっているのは、もちろんそれぞれの職員がやってくれているのはわかるのですけれども、その一歩前なのです。そのところで印象が変わってしまうのです。そんなに費用が大きくかかるわけでもないですし、また対応のスキルがすごく難しいわけでもないのです。ぜひ何か検討してもらって、早急に対応してもらえればありがたいなと思いますので、それにつ

いてもう一回、どう考えるかという考えをお聞かせ願いたいのですが。

○議長（大澤徑子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 私からお答え申し上げます。

林議員さんのおっしゃる部分は十分あると思います。より迅速に、より正確に、また気持ちよく、この三本柱を据えまして、今の具体的な対応方法について、より合理的な、また正確な形でできるように内部検討いたします。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） ただいまの窓口の件につきましては、町長におかれましては、先ほどの答弁で、もちろん気持ちよく対応するのだということについては了解しましたし、また今の副町長の答弁の中で、そういった私の言っている意味というか、内容についてのがわかっていただけたと思いますので、より早い段階での対応をしていただきまして、町報なりで広報してもらおうとありがたいと思います。できれば年明けとか、遅くとも新年度ぐらいからはやってもらいたいなと要望しておきたいと思います。

それから、3つ目の来年度についてですが、来年度の事柄について、簡単に言ってしまうと今年度と余り変わらないという事柄かなというふうに理解はしたのですが、それぞれの主要施策という中に、突然と言っては何ですが、子ども公園みたいなものがふっと出てくると大変戸惑うこともあります。

また、町長においても、我々議会運営委員会の視察のとき、長生村ですか、一緒に行かれたときに、あれは通年議会ということでしたが、その中で、要するに予算の議会が非常にスムーズだという内容だったのですが、その一つの要因として、予算の議会前に議員全員の全員協議会の中で、簡単に言ってしまうと予算の細目について検討を加えるということは何日間かやっているからと。実際にそうなりますと、予算議会の議事につきましては本当に確認だけで済んでしまうような部分もありますし、また、その部分での検討が早い時期でいろんな形で検討ができれば、よりよいものになるということも大変可能性としては高いと思います。それが今年度と違いますか、来年度予算の検討からできるかどうかというのは、本当に町長のさじかげん一つでできることですから、その辺のことの検討もいただきまして、少なくとも議案書を見て初めて来年度の主要施策がわかるということのないようにしていただければいいなというふうに考えております。一緒に長生村にも行ったわけですから、その辺の考えについていかがですか。

○議長（大澤徑子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほどの答弁の中で、幾つか来年度に向けての予定は申し上げましたけれども、その予算書調製前に議会に対する説明をする考えはどうかというようなことでありますけれども、町の予算につきましては、自治法の規定に基づきまして、予算の編成及び議会に対する提案権は町長に専属する事項であり、町長の責務であります。また、その予算を執行するには、議会の議決を要するものであります。したがって、新年度予算書作成前、議会に上程前に議会に対し予算の説明を行う考えは、現在のところ持っておりません。従来どおり予算の編成を進め、きちんと調製しまして、3月定例会に上程し、丁寧に説明し、しっかりとご審議をいただきたいと考えておるところでございます。

○議長（大澤徑子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 法のことを出してこられたようですけれども、実際にそういうことをやっている自治体もあるということもご存じのとおりです。やる気があるか、ないかだけの話で、予算書そのものを出せと言っているわけではないですし、主要施策でこういうものがあるが、どうなのかという、もうちょ

っと漠然としたものでもやることはできるかと思えます。今の答弁では、とにかくやる気はないということですので、それはそれ以上のことを聞いても同じことしか返ってこないでしょうから、結構です。

最後に、先ほど来、話題にちょっと上った金子邸のことで、先ほども答弁いただきましたが、私もその旧金子邸については見た一人でありますので、それら、またその後の近隣、いろんな住民の意見を聞いて回っておりますので、この機会に述べておきたいと思えますが、実際にあの建物についての文化財的な価値はないと。建物自体も、そのままの使用にも耐えることはないし、もしあれを利用して改築ということになると、恐らく新築したほうがよいだろうというのは、恐らく町長を含めた見た人の統一できるような見解かなと思えます。

実際、私ども地元の議員として、ああいった形でいろんな事業ということができるとは大変喜ばしいことなのではないかなというふうにも現実思っておる部分もあるし、思っておりました。ところが、やはり地元の人たちにもいろんな意見を聞いてみますと、かなり反対であるという意見が意外なほどに多いので、逆にびっくりしている部分もあります。

大まかな意見としましては、個人、パーソナルのほうの個人です。金子個人の家に対して町のお金が入るのはいかがなものか。やることについて、内容について大きく反対ということではないけれども、やるのであれば、例えば自分でお金を出して記念館なりをつくれればいいではないか。ないしは、土地、建物を町に寄附してやるというのが最低条件だぐらいのことを言う方が非常に多かったというのが地元の大方の意見かなと思えます。もちろん私が最初に言いましたように、いろいろ、とにかくうちのいわゆる商店街といいますが、あの辺についても突破口になるようなネタがないというのも現実ですから、それについて、ぱつと言われたときには、ああ、それはというふうに、いいなというふうに言う方もおられますが、いろんな内容等を話していくと黙ってしまうということが多いのも事実です。検討する委員会というか、集まりをとということもありましたが、それは観光協会がどういうふうに考えているか、わかりませんが、あの場に観光協会の幹部は来たようですけども、商工会の幹部のほうは、実は私、商工会の幹部でもあったのですけれども、余り乗り気ではないというのが実態のようです。商工会については、金子兜太先生とのつながりも強く、俳句のまちということで、いろんな事業を進めていっているのは現実のところなのですが、そこが余り乗り気でないというのは、非常に重要な要素ではないか。

翻って、秩父まつり会館においても、いつときは大変にぎやかだったようですけども、ここにおいてはかなり客数の減少、またその辺については、先ほどの農山村展示館とは言いませぬけれども、それと同じような内容を持っているのではないかなと思うところもありますので、これはやはり慎重な考え方が必要なのかなというふうに思えますし、観光協会がいいのどうかわかりませぬけれども、秩父音頭関係者というのは、少なからずたくさんおられますので、それらがどういうふうな考えを持って、どんなものを提案するのかということを見守るのがいいのではないかなというふうに考えるところです。ですから、一応、先ほどの答弁等含めたときに、私自身は来年度予算においては、少なくとも当初予算においては調査費を含めて計上はないというふうに捉えましたが、確認として、申しわけないですが、あるか、ないかを言えるようであれば、答弁いただきたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほどの答弁の繰り返しになります。いずれにいたしましても、申し上げてきているような観光協会であるとか、あるいは商工会であるとか、あるいは商店街の方々であるとか、そういう人たちと検討を重ねていきまして、そのときの状況によって検討させていただきたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 余りはっきりわからないところではありますが、先ほどの答弁から類推するところで、今回ないだろうというふうに勝手に解釈します。

最後に、常山議員からもあったのですけれども、公共交通においては、以前の答弁の中でも1年間の内容の検討の後、全体に考えを見直すというような発言もあったはずですので、先ほどのような検討会議というものは全く考えていないという答弁はいかなものかと思えますし、また、変な話ですが、法や国のほうからの要請で少子化云々というのをつくったようだけれども、私自身が言うのも何ですけれども、その手の対策というのは、ここ30年来、私も直接かかわるような部分があるのですけれども、内容としては余りどうなのかなということが多いので、そういうことよりも、もっと現実的に役立てなければいけない公共交通のようなことこそ優先的にやっていただきたいなということを要望しまして終わりたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 零時59分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤径子議員） 次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 12番、内海ですが、通告に基づきまして、2項目について質問をさせていただきます。

今日までの約1年を振り返りますと、昨年の師走総選挙、結果は、それまでの民主党政権の裏切りと見えますか、子ども手当の廃止方向、大飯原発の再稼働、消費税増税法案の可決、またTPP参加意向などや小選挙区制度のもとで自民党が圧勝し、戦後レジームからの脱却を掲げる第2次安倍内閣が発足しております。そして、改憲政党である自民党、日本維新の会、みんなの党の3党だけでも衆議院の3分の2を超える結果となり、夏の参院選においても自民党が大勝し、改憲政党が過半数を上回る結果となりました。また、一昨年3月の福島第一原発の事故によって、ふるさとにいつ戻れる当てもない原発避難者は、いまだ15万人と言われております。そして、毎日400トンもの放射能汚染水の処理に追われ、日量約300トンの地下汚染水が海に流出していると言われております。

こうした中での安倍政権、9月には首相みずからIOC総会に乗り込み、事実上反しての東京オリンピック誘致のプレゼンテーション。10月には実体経済が伴わないアベノミクスやオリンピック特需への期待を背景に、来年4月からの消費税増税8%を決定しております。他方、復興特別法人税については、来年度より廃止の方向であります。このことは、法人税実効税率5%の恒久減税が、昨年4月から適用されて

いる関係で、法人税は年間2兆円もの減税となります。

そして、全ての関税撤廃が前提条件であるTPP締結の交渉。また、国民の知る権利、表現の自由も侵害し、権力側にとって都合の悪い情報は全て保護する。そして、それを暴いたものは処罰するという特定秘密保護法の強行可決。そして、実質的に戦争に参加し、加担できる集団的自衛権行使への動き等々。これら全てが独占資本や財界からの要請であり、結果として独占資本や富裕層の利潤や富をますます増殖させることにつながります。

他方、働く者の賃金は、この間、下がり続けており、民間給与実態調査でも2012年の平均給与は408万円、ピーク時の1997年に比べ59万3,000円の減少となっています。さらに、2,000万人を超えた非正規労働者、その平均賃金は168万円。そして、失業者、生活保護者、年金生活者、震災被害者、原発避難者を問わず、容赦なく来年4月からの消費税8%の増税負担。このように安倍政権は、デフレ脱却、経済再生どころか、格差と貧困、戦争への道をひた走り、ますます反動性をあらわにしたこの1年でありました。

また、ことしの夏は全国的に記録的な猛暑、頻発する大雨、大型台風の接近、竜巻や土砂災害などによる犠牲や被害に見舞われた年でもありました。6月中旬以降、日本海側を中心に大雨に見舞われ、7月下旬には山口県や島根県で、わずか数時間で300ミリという集中豪雨が発生しております。9月16日には台風18号が上陸、気象庁の運用後、初めてとなる大雨特別警報が福井県、京都府、滋賀県に出されました。そして、10月15日から16日未明にかけ台風26号の影響による集中豪雨で、39名の犠牲者を出した伊豆大島の土砂災害。このときの1時間当たりの最高雨量は118.5ミリ、24時間の雨量は824ミリで、記録的な豪雨であったと報道されておりました。

そこで、防災対策ではありますが、今回は、風水害に絞り、皆野町としての重点的な防災対策は何か。この点について1点目はお聞きいたします。

また近年、集中豪雨等による被害も多く、自治体からの避難勧告や避難指示も多く発令されています。しかし、先ほどの伊豆大島の大島町では、15日の夕方、大雨警報と土砂災害警戒情報が相次いで出されていたにもかかわらず、当時、町長と副町長は出張で不在。避難勧告も出されず、避難勧告のタイミングも大きく問題視されておりました。

そこで、2点目は、避難勧告等について、皆野町として、過去に発令をしたことがあるのか。

3点目は、大雨警報、土砂災害警報、大雨特別警報などについては、気象庁が発表しております。避難勧告や避難指示は、各市町村で発令することになっておりますが、その判断基準は何か。また、的確な判断をするために何が必要と考えているのか。

4点目は、年間降水量の1割以上の雨が1日に降った場合、その土地での土砂災害の危険性が高まる、このように言われています。ちなみに秩父地方の年間降水量は、過去数年間、どの程度の降水量なのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

次に、2項目の観光資源の活用について。特には道の駅周辺に位置する三沢川下流の通称土京溪谷の活用についてお聞きします。三沢川下流の鬼畜道橋付近から荒川までの約800メートル間は、川谷の深さ、清流を包む岩肌、そして両岸からの木々と、四季を通じて景観もすばらしく、まさに溪谷と呼ぶのにふさわしい場所です。地元では以前から土京溪谷として親しまれており、土京から下田野にかかる通称岩戸橋からのビューポイントなど、数カ所を写真等で宣伝されている方もおるようです。

先月23日、道の駅みな農産物直売所の収穫祭が開催されました。一時、駐車場は満杯、隣接する県道も車の渋滞で、道の駅からの出入りもできないほどの盛況ぶりでありました。こうした中、利用者の数人

から、近くで紅葉のきれいな場所はないですか、このような問い合わせもされていたようです。道の駅近くに位置する土京溪谷について、遊歩道などの整備を図り、観光面での活用と、町民にとっても癒やしと憩いの散歩道として整備することは、その効果と価値が十分あるものと考えます。この件に対する町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、内海議員さんの一般質問通告書に基づきましてお答えいたします。

1番の防災対策についてお答えします。ことしは、豪雨や竜巻による災害が全国各地に発生しました。特に伊豆大島の豪雨は、死者も多数となる大きな災害となりました。幸い当町におきましては、これといった被害もなく、安堵いたしました。当町の過去における避難命令や勧告は出されたことがあるかとのことですが、約6年前に台風により日野沢川蟹沢橋下の大淵地区において護岸が崩れたことにより、相当離れていましたが、万が一を考えまして、数世帯が長生荘に一時避難したことがございました。

2番目の観光資源の活用についてお答え申し上げます。三沢川下流の土京地区の川は、岩をえぐって流れる溪流が美しいところであります。ここにかかる岩戸橋からの眺めは大変すばらしく、癒やしのスポットとなっています。このようなことから、皆野町健康ウォーキングロードのコースにもなっておりまして、多くの皆様方に親しんでいただいております。今後、道の駅みなのに訪れた方にも案内掲示等により農産物直売所に加えての、近くで気軽に訪れられる癒やしの溪流スポットとして楽しんでいただくように考えていきたいと思っております。

必要に応じまして、防災対策につきましては総務課長、観光資源の活用については産業観光課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員さんから通告がありました防災対策についてお答えを申し上げます。

初めに、風水害に絞り、当町として重要な防災対策は何かとのご質問について、大雨や台風による風水害に対する対策についてお答えさせていただきます。災害から住民の生命、身体及び財産を守ることが町の使命であります。そのため風水害に対する重点的な防災対策は、危険箇所等の予防対策、警戒避難体制の確立、土砂災害警戒情報への対応の3点が重要と考えております。

具体的に申し上げますと、町内の主な危険箇所は、地すべり危険箇所24カ所、土石流危険溪流箇所90カ所、急傾斜地崩壊危険箇所181カ所が指定をされております。これらの危険箇所の予防対策の実施につきましては、危険箇所の管理を所管しております国、県に要望し、対策を講じていただいております。

次に、危険箇所における警戒避難体制の確立ですが、町民への土砂災害、警戒区域等を周知するため、土砂災害が発生した場合に、住民の生命や身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域と、その危険性、避難場所等を掲載した地震ハザードマップ保存版を平成21年5月号の広報とともに毎戸に配布しております。

土砂災害の全町現象の早期発見に努めるため、危険箇所等において大雨等により、今まで経験したことのない異常現象が確認され、災害の発生が予測される場合や発生した場合には、区長もしくは自主防災組織から町への通報をお願いしております。

緊急時における住民の避難を促す伝達システムの一つとなる防災行政無線の整備を行いました。これにより、町は住民に災害時における必要な情報の提供を行ってまいります。避難を行う際の避難経路、避難所の開設と管理運営に関するマニュアルの作成について、現在検討を進めておるところでございます。

次に、土砂災害警戒警報への対応ですが、土砂災害警戒警報は、大雨警報が発令されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時、適切に行えるよう、また住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して、県と気象庁が共同で発表する防災情報でございます。町は、住民に対し土砂災害警戒警報が発令されたときは、町防災計画に基づき、そのときの状況に応じ避難勧告や避難指示を防災行政無線等により行ってまいります。

次に、避難勧告や避難指示の発令に至る判断基準の概要についてお答えをいたします。判断基準は、町防災計画では土砂災害警戒警報が発令されているときとなっております。ただし、この土砂災害警戒情報につきましては、利用する上での留意点が2つほどございます。1つは、土砂災害は、それぞれの斜面における植生、地質、風化の程度や地下水の状況に大きく左右されるため、個々の災害発生箇所を詳細に特定することができないこと。2つ目は、技術的に予測が困難な斜面の地すべり等は、土砂災害警戒警報の発表の対象としていないことです。この2点を避難勧告、避難指示の判断基準の根底に据えて行ってまいります。避難勧告を発令する判断基準は、近隣の溪流付近での斜面の崩壊、斜面のはらみ、擁壁に亀裂やひび割れなどの前兆現象が発見された場合、避難を要すると判断されるときとされております。

避難指示の発令については、避難勧告の発令時の状況よりもさらに状況が悪化している場合で、近隣で土砂災害が発生している場合、近隣で土砂移動現象、山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂などの前兆現象が発見された場合、降雨指数値が土砂災害発生日安となる線に到達し、引き続き降雨が見込まれ、避難を要すると判断されるときとなっております。年間降雨量につきましては、地域防災計画では1,200ミリから1,500ミリ程度としております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 大塚 宏登壇〕

○産業観光課長（大塚 宏） 12番、内海議員より通告がありました質問事項2の観光資源の活用についてご回答を申し上げます。

この土京溪谷につきましては、12月3日に職員で現地を見てきました。現時点でも非常によい景観でございますが、手を入れることで、さらにすばらしい景観になると考えられます。具体的には、土京側にある立ち枯れた木の除去、六、七本あると思います。下田野側にある雪折れのままになっている竹の除去などでございます。さらに、四季を感じさせる植栽を実施することで、さらに土京溪谷の名前に合った空間になると考えております。

遊歩道でございますが、川へおりの道をつくるのは多少危険ではないかと考えております。ただ、橋を渡りまして、左右に若干の踏み跡がございますが、その道と健康ウォーキングロードとなっている道から景色が眺められるよう、多少の木の伐採も、地権者の了承を得て行えればというふうに考えております。

また、道の駅での案内掲示と現地までの観光案内看板も設置していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 何点が再質問させていただきたいと思うのですが、近年、全国的に大雨や集中豪

雨によって、頻繁に河川の氾濫や洪水、また土砂災害等、見聞きするにつけ、豪雨による直接的な原因だけでなく、今日までの農林業政策の失政といえますか、それによって惹起されている農林業の衰退、そうしたことが、例えば山にしてみれば下草の生えない森林など、また水田等も含めた耕作放棄地の増大、こういったことが緑のダムなり、また自然の水がめと言われているそうした機能が極端に低下している。こうしたことが災害の発生に大きく影響しているのではないかなというふうには、いろいろな情報等、見聞きする中で、私としても感じております。そうしたことから、天災は忘れたころにやってくるということが、今まではよく言われておりましたが、近年では、天災は忘れなくともやってくる、このような環境になっておるかと思えます。

当町におきましても、先ほど避難勧告といえますか、避難指示といえますか、6年前に発令されたこと、そういった答弁がされておりますが、6年前になろうかと思えます。2007年、平成19年9月6日の台風9号によって、大変大きな被害をこうむっております。幸いにも人身災害等はなかったわけですが、大雨による河川や道路の崩落、流木や土砂等による路面の侵食、また土砂崩れや地すべりなど、町の予算措置を伴う災害だけでも60カ所以上に上っていたかと思えます。約1億3,000万円の補正を組んで災害復旧に当たったことは、記憶に新しいところだというふうに思えます。

この台風9号によって秩父地方では、降り始めからの総雨量は600ミリを超えたと当時報道されておりました。今後におきましても、町の置かれている地形、先ほど総務課長のほうからもいろいろ危険箇所等も答弁いただいているのですが、また地質等からも集中豪雨による斜面の崩落なり地すべりなり、土石流なり、河川の氾濫なり、洪水等々、災害が予測されます。災害を最小限に食いとめるためにも、地すべりを初め土石流、河川の氾濫や洪水への防災対策を講じることは当然なことだというふうに思っております。総務課長の答弁の中にもありましたように、町内には地すべり危険箇所が24カ所、地すべり防止区域は18カ所、土石流危険渓流は90カ所など、多くの箇所が災害危険箇所に指定されております。しかし、地すべり危険箇所等においても防災工事が施されていない、そういった箇所もありますし、現状でも地すべりの現象が出ている箇所もございます。こうしたところへの対応について、再度お聞きしたいというふうに思います。

また、土石流等の危険渓流等の整備や管理、先ほど総務課長の中では、これらも含めて県や国に要望していきたいというふうに答弁されているのですが、少なくとも土石流危険渓流等の整備等については、町等で進めない限り手をつけられない、そういった状況にもあろうかと思えますので、特に人的被害が予想されるような土石流の危険渓流、そういった場所から優先して、例えばその小河川の倒木や流木等の撤去など、そうした整備を図っていくことも必要だというふうに思っております。そうした考えがあるのかどうか、再度お聞きしたいと思えます。

また、避難勧告の発令についてなのですが、河川の氾濫や洪水はある程度予知できるというふうに思います。先ほどの答弁の中にもありましたように、土砂災害の予測精度は大変低くて、勧告のタイミングなり、また対象範囲を特定することは大変難しいというふうにも言われております。国は、避難勧告を出す目安として土砂災害警戒情報を活用するよう求めているかと思えますが、先ほども申し上げましたように、こうした情報は大変精度が低くて、被害を伴う土砂災害が起きたのは、この情報の3.5%ぐらい、このようにも言われております。こうしたことから、空振りといえますか、避難勧告なりした場合、実際そういった災害が発生しないという空振りだと思っております。そうしたことから、市町村からは、この土砂災害警戒情報、これについては大変使いにくいと、そういった声が上がっているようです。こうした予測精度

に対して、土砂災害警戒情報、これに加えて、地域をよく知っている職員なり、また住民からの情報を集めての判断や、また避難勧告のタイミングや範囲について、土砂災害が起きたときに危険が及ぶ範囲を事前に警戒区域に指定しておくとか、また真夜中の避難を避けるために、空振りを覚悟で早目に避難をする。そういった住民の防災意識の高揚とあわせて、こういった対応をとることが不可欠、このようにも言われております。

ことし9月16日に福井県の小浜市で土石流が発生しまして、住宅3棟が全壊した災害では、この地域が土砂災害警戒区域に指定されており、今回、自治体からの避難勧告が出されて、住民全員が避難していて、一人のけが人もなかった、このようなことが言われております。今後こうしたことがあっては困るのですが、避難勧告なり避難指示の基準も含めてなのですが、警戒区域の指定、またその発令の判断基準、またタイミング等について、先ほど総務課長のほうからも答弁もされているのですが、この警戒区域の指定。例えば6年前の台風9号、これの秩父地域の降水量が、降り始めてからの降水量なのですが、600ミリを超えたと、そういった過去を経験していることもございますし、昭和22年の9月15日のカスリーン台風、これは県内の北東部含めて、利根川の氾濫等、そういったものを含めて大きな災害があったわけですが、このときの秩父地方の総雨量が610ミリというふうに言われております。旧の三沢村等におきましては、三沢川にかかっている主な橋が全て流失した、このようなことも聞いているわけなのですが、こういった総雨量等の過去の災害等を振り返る中で、例えば秩父地方に600ミリ近くの雨量があった場合については避難をするとか、そういったのも一つの判断基準になるかと思えます。そういったことも含めまして、再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 内海議員さんの再質問にお答えをいたします。

初めに、危険箇所等の予防対策について、所管をしております県、国へ要望をしておりますとご答弁申し上げましたが、引き続き、この件については強く要望をしております。一つの事例といたしまして、今までに三沢地区では、八瀬尾根沢の護岸、それから小山川の改修、中の沢の地すべり、四万部山の地すべり等について要望をした経過がございます。

2点目の土石流については、町で手をつけるべく研究をしていくようにしたいというふうに思っております。

3番目の警戒区域等の指定でございますけれども、現在、土砂災害防止法に基づきます基礎調査を県で実施をしております。この基礎調査の結果を踏まえて、土砂災害警戒区域、それからそれを上回ります土砂災害特別警戒区域の指定がされると思えます。この指定をされた場合には、先ほど常山議員さんの質問でもお答えをいたしましたが、町の防災会議が策定をいたします皆野町の地域防災計画において警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 土石流の危険渓流等の整備の関係なのですが、ここにつきましては、町が率先してやらない限り、こうした整備は進まないというふうに思います。研究したいということなのですが、先ほども申し上げたのですが、下流域の、例えばその河川が氾濫なり土石流なりあった場合、被害が予想される、そういった河川を優先的に、そういった災害が起こらないような対策をぜひ手をつけていただきたい。例えば周辺の倒木なり、また流木等、本当に目に見えるところでもそういった状況が生まれており

ます。万一、大雨なり、またそういった自然的な現象があった場合について、大変大きな災害が予想されます。

また、山の間伐等、この間、いろんなところで進めてきていただいているのですが、場所によりますと、間伐をしたままというのですか、それこそ河川に近い谷の部分へも間伐材が転がっているような状況も見受けられます。そういったところ等につきましても、そういった林業の仕事に携わる方も含めて、谷筋に近いところの間伐については、できる限り流木等として流れないように形で、間伐した木を、例えば木と木の横に並べるとか、そういった指導等をぜひしていただきたいというふうに思います。この点につきまして、もう一度、研究したいということではなくて、ぜひ何らかの形で手をつけるような方策も検討していただきたい。

それと、あわせて、先ほども間伐の問題を取り上げたのですが、冒頭にも申し上げました。やはり単なる大雨なり豪雨ということだけではなくて、山なり田んぼも含めた自然環境というものがかなり破壊されてきているのが災害の原因にもなっているかというふうに思います。そういったことも含めまして、土石流の危険渓流の整備や山の保水力を高める、そういったための林業への支援等、できることから積極的に対策を講じていただきたいというふうに思いますので、この点につきまして町長のお考えがございましたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 私も山間地域に住んでおるものですから、そうした、今、内海議員の心配しておられるような状況はよく承知しております。谷をまたいでというか、倒木等も見受けられる箇所もあります。そうしたところにつきましては調査をいたしまして、そうした災害が起こらないような方策を考えていきたいと思っておりますし、間伐をしたその木が流れ出したことによって、沢あるいは暗渠を塞いで二次災害が起きたというような場合も承知しております。ですから、間伐をする方につきましては、そんな指導もしていかなければと思っております。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

いずれにしても災害を未然に防ぐ、その対策が第一だというふうに思っております。そうしたことから、先ほど申し上げまして、また町長のほうからも、危険渓流の関係なり、また山の整備に関係する点について答弁いただきました。ぜひこういった形で災害が起こらないよう、もろもろの対策をぜひ積極的に進めていただくよう要望させていただきたいというふうに思います。

次に、2項目めの土京溪谷の関係なのですが、既に現地も見ていただいたということでもあります。遊歩道等なり散歩道として整備を図るということについては、かなり多くの予算なり準備等も必要かというふうに思います。とりあえず兩岸にある立ち枯れた木なり、また竹なり、それらの処分といいますか、処理といいますか、そういったことなり、また周辺に草花も植栽していきたい。また、土京溪谷がありますという、そういった案内も含めて、標示板等も検討していきたいという考えでありますので、ぜひ力を入れていただきたいというふうに思います。

ここの三沢川の溪谷を生かした整備につきましては、第4次皆野町総合振興計画の観光面のところの主要施策として、観光拠点の整備、充実の項で、三沢川、日野沢川などの溪谷を癒やしの拠点として整備、拡充を促進します、このような計画も出されております。まさにこの計画にぴったり合った場所であるというふうに思いますし、土京溪谷といいますか、土のみやこの溪谷になろうかと思うのですが、親鼻河原

からも三沢川の上流に位置する場所でもあります。また、道の駅のみならず、周辺にはブドウ園等、観光農園も点在しておりますし、冒頭にも申し上げたのですが、11月23日の収穫祭等の状況も大変盛況な状況でありましたし、昨年の10月7日に道の駅がオープンして、オープンしてからの1カ月、11月分だけを取りましても、昨年の11月とことしの11月の客数なり、また売り上げ等、町長のほうからも冒頭の挨拶の中でも触れていただきましたが、去年の道の駅オープンした後の11月に比較しても、ことしの11月が約120%以上の伸びを示しているということで、大変道の駅の効果といえますか、それが今のところ順調に続いているということが言えるかと思えます。ぜひ皆野町へのリピーターをふやす、そういったことも含めまして、この土京溪谷の整備については大きな価値があるというふうに思います。そうしたことを今後の観光面での活用、そして町民としても癒やしや憩いの散歩道。今もウォーキングコースで、岩戸橋ですか、そのコースはあるということなのですが、ぜひそこも含めて周辺の溪谷を生かした整備をぜひ早期に実現することを切望させていただきまして、私の質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

- 議長（大澤径子議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。
これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

- 議長（大澤径子議員） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第36号から議案第43号まで及び同意第5号から同意第7号までの11件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤径子議員） 日程第6、議案第36号 皆野町公平委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 議案第36号 皆野町公平委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町公平委員会設置条例において引用している地方公務員法の条文の相違による字句の訂正を行うため、皆野町公平委員会設置条例の一部を改正するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第36号 皆野町公平委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

地方公共団体における公平委員会の設置は、地方公務員法第7条第1項から第3項のいずれかの規定に基づいております。当町の公平委員会設置条例では、地方公務員法において、人口15万人以下の市町村における公平委員会の設置について規定をしておる第7条第3項の条文を引用すべきところ、都道府県及び指定都市の人事委員会の設置について規定をしている同条第1項の条文を引用していることから、引用条文が相違をしております。このことから、第1条中「同法第7条第1項」とあるものを「同法第7条第3項」に改めさせていただくものです。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 単純に条文の引用違いということなのではございますけれども、昭和30年からずっとそのまま間違ってきてしまったのかなというふうにも思います。その辺の経緯と、これが見つかった経緯を簡単に説明していただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 10番、林議員の質問にお答えいたします。

まず、相違が見つかった原因でございますが、この後、同意を提案させていただきます公平委員会の委員の選任の議案を作成する際に、本文、本条確認をいたしましたところ、相違が確認されました。いつの時点で相違が生じたかは定かではございませんが、地方公務員法が昭和25年に制定され、その第7条については制定以来改正がないこと。それから、当町の公平委員会設置条例については、今お話がございましたように昭和30年に制定をされておまして、それ以来、改正がございませんから、いつの時点で何が原因で相違したかについては不明でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今の時点ではどうこうということでもないですけれども、やはり法のこと、条例のことですから、こういうことのないように、これは議会サイドにしてもそうですけれども、注意をしていかなければいけないなというふうに考えますので、そのようにやってください。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 今のお話も承ったのですが、私の疑問としては、この附則に関して、この条例は、公布の日から施行するという、当然の形で附則がついているかなという気はするのですが、さきの税金の間違いのときに、公布以前の日から施行するという前例を皆野町はつくっております。このやつは、そのときの説明と絡めて、ちょっと話させていただきますと、利害関係人がないからさかのぼることは可能だというような趣旨の話を聞いたような気がするのですが、これに関して利害関係は発生しておるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 1番、小杉議員の質問にお答えいたします。

利害関係は発生をしておりませんが、遡及する必要もないということでございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そういうことでございますか。はい。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） そもそも公平委員会、これが設置されていて、その設置の地方公務員法、これを誤った形で置いておりますので、そうしますと皆野町の公平委員会というのは、誤った条文に基づいて設置されているわけですから、今までの公平委員会は法的に根拠が存在されたのでしょうか、どうか。それをお願いします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 7番、新井議員の質問にお答えをいたします。

確かに引用条文は間違っておりましたが、運用については誤りはなかったというふうに考えておりますので、違法性はなかったというふうに理解をしております。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 運用条文が間違えているわけですから、それに基づいて設置された公平委員会は、存続あるいは内容が果たして法的に準拠したものとして存在し得ないように、私は素人ですが、考えます。そして、これに関しましては、例えば法務相談とか弁護士等に確認されましたか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 特に相談はしておりませんが、この引用条文は、相違をしている引用条文どおり人事委員会を設置してあるのであれば誤りかもしれませんが、もともと正しく引用すべきところの15万人以下の公平委員会設置をしておりますので、先ほど申し上げましたように、運用、それから設置については間違いはなかったものというふうに解釈をしております。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 一応こういうために法務関係、今、コンサルと委託契約していますよね。そういうところに一応確認して、文書で提出してもらいたいのですけれども、後で。間違いはないところをですね。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えいたします。

確認をさせて、ご報告をいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤径子議員） 日程第7、議案第37号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 議案第37号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、公的年金から特別徴収制度の見直し、また金融所得課税の一体化等に関する改正がありましたので、皆野町税条例の一部を改正するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 大澤康男登壇〕

- 税務課長（大澤康男） 議案第37号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

本案は、平成25年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、皆野町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点でございますが、1つは個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し、もう一つは、金融商品に係る損益通算範囲の拡大及び公社債等に対する課税方式の変更です。

改正条例の次に参考として添付してあります新旧対照表をごらんください。まず、1ページの第47条の2第1項の改正については、これまで同項第1号の規定により、賦課期日以降に町外に転出した者は特別徴収から除外されておりましたが、この規定を削除することにより、その者が他市町村へ転出した場合でも継続して年金からの町民税、特別徴収を可能とするものでございます。

次に、2ページの第47条の5第1項の改正については、年金からの町民税特別徴収に関するものでございまして、改正前は前期分、4月、6月、8月の年金からの特別徴収させていただく仮徴収税額は、前年度の後期、10月、12月、2月の年金からの本徴収税額と同額としておりました。この方式ですと、控除額の増額等で年税額が前年に比べ減少した場合、仮徴収税額と本徴収税額に不均衡が生じておりました。そこで、今回、仮徴収の税額の算定方法を前年度分の年税額の2分の1を3で除した額に改め、仮徴収の税額と本徴収の税額が平準化するように改めるものでございます。

3ページをごらんください。附則第7条の4の改正については、寄附金税額控除の取り扱いにおいて、附則第19条の2第1項を加えることにより、同条に規定する上場株式等の譲渡所得等をあわせて算定できるように改めるものでございます。

同じページ下段から6ページ上段までの附則第16条の3の改正につきましては、第1項で引用している租税特別措置法第8条の4の規定が改正されたことに伴い、上場株式及び株式等の適用範囲が拡大され、公社債投資信託等に係る利子及び譲渡益に係る所得の取り扱いが上場株式等と同様の取り扱いとなるものがございます。具体的には、上場株式等の配当及び譲渡損益の間のみで認められている損益通算について、一定の公社債等の利子及び譲渡損益まで含めること並びに現在非課税とされている公社債の譲渡益についても新たに申告分離課税とするものがございます。

次に、6ページ、附則第19条の改正につきましては、株式、出資、株式投資信託、公社債投資信託などのうち上場されていない一般株式等について、譲渡所得等の3%を申告分離課税により町民税として課税するものがございます。

7ページ下段からの附則第19条の2の改正につきましては全文改正になっておりまして、改正前は特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について規定をしておりましたが、今回、上場株式、公募公社債投資信託などの上場株式等に係る譲渡所得等についても、申告分離課税により3%の町民税を課税する規定とするものがございます。

次に、9ページ中段、やや下から18ページ中段までの附則第19条の3から第20条までを削る改正につきましては、証券税制の改正に伴って、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例、源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例を削除するものがございます。

18ページ中段、附則第20条の2第2項の改正につきましては、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定中、引用条文の番号を改め、同条を第20条とするものがございます。

次に、19ページに参りまして、附則第20条の3を削る改正につきましては、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の規定を削除するものがございます。

次に、21ページから25ページ中段までの附則第20条の4の改正につきましては、外国での所得に関する条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例規定中、引用条文の番号を改め、同条を第20条の2とするものがございます。

25ページ中段の附則第20条の5を削る改正につきましては、保険料に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定を削除するものがございます。

改正条例、3ページにお戻りください。本文の附則でございますが、第1条で改正条例の施行期日を平成28年1月1日と定め、年金特別徴収に関連する第47条の2ほかの改正規定は平成28年10月1日から、証券税制に関する附則第7条の4ほかの改正規定は平成29年1月1日からの施行とするものがございます。

附則第2条は、今回の条例改正に伴う経過措置を定めるものがございます。

以上で議案第37号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） どうもいろいろあるみたいなのですが、この対象者というのは、一般的な皆野町の町民においてどのような方が発生してきますか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） ただいまの小杉議員からのご質問でございますが、対象者となりますと、株式、

またこの公社債をお持ちの方が対象になってくるということでございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうすると、私を含め多くの方が余り影響を受けないというような感じで捉えたのでいいのかなという気がしないでもないのですが、株式投資のほうは、今、証券会社に、勉強するところによると、特定口座というのが一般的に進められておまして、特定口座にしておくとも自動的に地方税が、利益なり配当なり出たときに引かれてしまうというような感じになっておりますけれども、そのやり方でいきますと、そのような方もそこで税率なりの改正で、その計算のとおりで済むという感じで考えておけばよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） ただいま小杉議員からのご質問でございますけれども、今回の改正の内容としましては、まず一つは年金の徴収の方法の改正でございます。それは、年金から徴収されている方には該当することなのですが、総額の税額が変わるわけではありません。前期と後期というのですか、仮徴収と本徴収でそれぞれ徴収しているわけですが、その方法が変わるということになります。

次の金融商品に係るこの改正につきましては、今までが金融商品の中で課税の方式がまちまちであったということで、なかなかその金融商品を持つ方が不便だったというのがもとでありまして、それで課税方式を統一しようということになったわけです。申告分離課税ということで統一しました。

それで、今回の改正の内容で、今まで公社債の譲渡損益につきましては非課税だったわけですが、それが課税されることになりました。申告分離課税として同じように3%、町民税については3%ということになりまして、そのほかの税率につきましては前から同じで、変わりはありません。

それと、あと一つ変わったのは、損益通算の関係です。それは、今までは上場株式の中でしかできていなかったのですが、それを公社債のほうまで広げて、公社債のほうまで含めて損益が通算できるようになったということが主な改正です。

以上です。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 地方税法の一部改正に伴う町税条例の改正ということなのですが、税務課長のほうからわかりやすい説明を受けたのですが、特に税条例の場合、条文が非常に、言い回しも含めて長かったり、また括弧書きの部分がでてきたりということで、なかなか理解しがたい部分が多いのですが、簡単に説明を聞く中で、例えば年金所得の特別徴収については、仮徴収といいますか、それと本徴収との差をなくすというか、そういった改正だというふうに理解するのですが、いずれにしても年金がことしかから2年後までかけて何%、減額になりますよね、2.何%。それらも含めた形でのこういった地方税法の改正といいますか、改定というか、そういうことを加味した中での改定。この特別徴収をこういうふうに変えた目的といいますか、これについてわかりましたらお聞きしたいというふうに思います。

また、もう一つは、金融商品にかかわる株式等の配当所得に対する税条例の変更ということなのですが、これにつきましても租税特別措置法との関連で、こういった形の改正というか、改定というか、単純に私は考えてしまうのですが、いろいろな面でやっぱり今のアベノミクスの実体を伴わない経済といいますか、株式の高騰なり、そういったことも含めた形での、さらにそれを喚起するような形での、どちらかと

いうと、そういった所得のある方の優遇ということが目的なのかなというふうに勝手に理解するのですが、その辺のこういった今回の地方税法の変える目的といいますか、簡単でいいのですが、わかりましたら教えていただきたいというふうに思いますし、また、この条例の施行日が平成28年の1月1日ということで、また、ただし書き以降も規定についても、28年の10月1日であったり、29年の1月1日であったり、まちまちであるわけなのですが、何でこうした形で2年なり3年後の施行になっているのか。この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） 内海議員からご質問でございますが、まず年金の関係でございますけれども、年金の額が下がるからと、そういう兼ね合いでなくて、これにつきましては平準化を図るための改正でございます。

それから、次の金融商品の関係する会社でございますけれども、これも先ほど申しあげましたように、金融商品の中で課税の方法がいろいろまちまちであったために、投資家が多様な商品に投資するのにしにくいというか、そういう状況があったという現状を踏まえての改正でございます。

それから、あと施行期日なのですけれども、年金については28年の10月、そこから改正の、10月から本徴収ということになるわけなのですけれども、それが10月から切りかえますので、10月1日からということでございます。それから、そのほかの課税につきましては、住民税の場合は前年度の所得に対して次の税額、次の年で税金をいただくわけですけれども、この条例の扱いについては28年分からこういう状況になると。変えて、その扱いした結果の28年度中の所得に対して、29年度で課税するというところでございますので、このような差でなっているということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第8、議案第38号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第38号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

土地台帳及び家屋台帳の閲覧手数料について、近隣市町村の状況や台帳整備に要するコストを検証した結果、皆野町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 大澤康男登壇〕

○税務課長（大澤康男） 議案第38号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

皆野町手数料徴収条例第2条第1項第19号に、「公簿、公文書、図面の閲覧又は照合手数料1件につき200円。ただし、土地台帳及び家屋台帳の閲覧は1件につき500円」と規定してあります。現行の閲覧に係る手数料500円は、平成18年のリフレッシュプランに沿って改正し、平成19年4月から適用しております。改正して6年経過しましたが、平成25年4月に法務局での閲覧料が値下げされました。また、近隣の市町村の閲覧に係る手数料の状況でございますが、秩父市は150円、ほかの郡内町村は200円という状況であります。

また、台帳補正業務に要するコストについても検証したところ、台帳補正業務委託料も19年の改正前に比べ大幅に削減されております。このような理由により、このたび土地台帳及び家屋台帳の閲覧料を500円から200円に改正させていただくものです。

改正条例の次に新旧対照表を添付してございますので、新旧対照表をお開きください。第2条第1項19号のただし書きを削ることにより、土地台帳及び家屋台帳の閲覧に係る手数料を200円にするものです。

戻って、改正条例をごらんください。附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行するものです。

以上で議案第38号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） これは、ただ単なる確認なのですが、土地台帳及び家屋台帳の閲覧、これに関しては1件につき500円、これを削除するというものですが、そうしますと土地台帳及び家屋台帳、これは公簿、公文書、図面、この中に含まれているということでよろしいのですね。それはどこに含まれるのか。私も勉強不足なのですが、教えてもらいたいです。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） 7番、新井議員からのご質問でございますけれども、その中の公簿ということでよろしいのだと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

○7番（新井康夫議員） はい。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ちなみにこの土地台帳及び家屋台帳の閲覧、前年度でいいのですが、実績としては

どの程度の閲覧があったのか、わかりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） 内海議員さんからのご質問にお答えいたします。

閲覧の件数でございますけれども、平成24年度、土地、それから家屋台帳の閲覧の件数でございますけれども、352件ございました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 2番、宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） この土地台帳の閲覧の1件の解釈の仕方なのですけれども、私も皆野町を閲覧をしたことがないので、確認をしたのですけれども、1冊に約50筆から100筆ぐらいとじてあるのではないかと思うのですけれども、その1冊について、改正後の200円によろしいのかどうかというのを伺いたいです。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） 宮前議員さんからのご質問でございますけれども、1簿冊を単位としておりますので、1簿冊について200円ということでもよろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 土地台帳及び家屋台帳は、今後公簿というところに含まれるという答弁、今、聞かせてもらったのですけれども、なるほど、そんな感じかなという気がしたところなのですけれども、例えば、地番を書いて公図の写しを申請する。閲覧はしない。そのような感じのときは、参考までにどのように手数料に、現行と変わらずというところもあるのかもしれないのですけれども、どのような手数料になりますか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） 小杉議員さんからのご質問でございますけれども、この手数料徴収条例の中にありますけれども、1件200円ということであります。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 閲覧をした場合は閲覧手数料と、その写しが欲しいとなると、写しで、コピー代という感じになるのかもしれないのですけれども、その場合はコピー代が賦課されるという感じに、たしかなるかと思うのですけれども、そういう感じでいっているわけですか。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時19分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（大澤康男） 小杉議員さんからのご質問でございますけれども、その公図、まず来てもらったときに場所を確認します。それを見てもらって確認しますので、確認するために見てもらうということで、

それをコピーした場合は、その公図の閲覧手数料が200円、それとコピー料として10円。210円をいただいております。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

○1番（小杉修一議員） はい。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第9、議案第39号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第39号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等に施行に伴い、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度の改組に伴う規定の整備のため、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 大澤康男登壇〕

○税務課長（大澤康男） 議案第39号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

先ほどの議案第37号 皆野町税条例の一部を改正する条例の改正と同様に、投資環境の整備を図る観点から、株式や公社債等の金融商品の種類により異なっている課税方式の一体化を図るとともに、金融商品に係る損益通算範囲の拡大を図るため地方税法が一部改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

改正条例の次に新旧対照表を添付してございます。新旧対照表をお開きください。なお、本文方式の廃止に伴う規定の整備については、説明を省略させていただきます。

1 ページをごらんください。附則第3項は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税の対象に特定公社債の利子を追加するものでございます。

3 ページをごらんください。附則第6項は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、一般株式等と上場株式等とに係るものを別々の分離課税制度とされること、及び引用している地方税法附則第35条の2第6項が同条第5項に繰り上げられることに伴う字句の改正でございます。

4 ページをごらんください。第7項は上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例を削除し、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税について新設するものでございます。

5 ページ以降の附則第8項、9項、11項及び15項につきましては、課税標準の計算の細目を定めるものであることから削除するもので、第10項、12項及び13項の規定は項の繰り上げをするものでございます。

8 ページの第14項については、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の改正でございます。

改正条例にお戻りください。附則でございますが、第1条で施行期日を定めております。この条例は、平成29年1月1日から施行するものでございますが、1号から7号までの本文方式の廃止に伴うもの、及び8号については公布の日から施行するものでございます。

附則第2条では、適用区分について定めるものでございます。

以上で議案第39号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第10、議案第40号 皆野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第40号 皆野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法施行令の一部改正に伴い、太陽光発電設備及び風力発電設備の占用料の徴収について必要な事項を定めるため、皆野町道路占用料徴収条例の一部を改正するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 副町長に議案内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 建設課長にかわりまして、私からご説明申し上げます。

議案第40号 皆野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

議案の2枚目の裏の新旧対照表をごらんください。左側の改正後の表の占用物件欄の下から2升目に、「令第7条第2号に掲げる工作物」を、その横の単位欄に「占有面積1平方メートルにつき1年」を、占用料欄に「950円」をそれぞれ加えるものでございます。この中の工作物とは、太陽光発電設備及び風力発電設備のことです。

そのほかの道路法施行令第7条の号の繰り下げに伴う改正でございます。そのほかについては、道路法施行令第7条の号の繰り下げによるものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

以上が議案内容の説明であります。本改正条例は、上位法でございます道路法施行令の改正に伴うものであり、占用料950円は、埼玉県道路占用料徴収条例に規定する占用料に準じた額としたものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

2番、宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） この値段ではなくて、道路敷の道路の解釈の仕方なのですけども、町名義以外の国有道路敷と水路敷が含まれるのかどうかということが1点と、含まれる場合には、町道として認定している箇所あるいは認定から外れている箇所も含むのかどうか、お聞きします。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 2番、宮前議員さんの質問にお答えします。

この対象の道路は、道路法に規定しております道路でございます。要は認定道路でございます。

○議長（大澤径子議員） 2番、宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） 認定以外でも含むのですか。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 道路法に規定する認定道路ということで、それ以外は道路法による管理外ということで対象外でございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 太陽光発電設備並びに風力発電設備に関する道路占用料の徴収ということなので

すが、具体的にどういった工作物が想定できるのか、わかりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 内海議員さんのご質問にお答えします。

この条例は道路法の関係でございしますが、今現在のところ、聞いたところによりますと、県、国もそうですが、まだ事例はないそうでございます。想定されるのは、例えば道路ののり面、相当広いのり面がある道路、太陽光発電に耐え得る面積等含めた、のり面等が想定されます。また、あえて申し上げますが、屋根のかかっておる道路があれば屋根の上とか、事案、事例、特にこの町等におきましては、まず対象はごく少ないと思います。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

○12番（内海勝男議員） はい。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第11、議案第41号 平成25年度皆野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第41号 平成25年度皆野町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,842万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,197万円とするものです。

歳入では、主なものとして、償却資産に係る固定資産税の増、保育士等処遇改善臨時特例事業費県補助金及び子育て支援特別対策事業県補助金の増、臨時財政対策債の減を計上いたしました。

歳出では、主なものとして、保育所入所事業運営費委託料の増、子ども・子育て支援制度の施行に伴う電算システム改修費の追加、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の追加、町営住宅居室リフォーム工

事費の増を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第41号 平成25年度皆野町一般会計補正予算（第3号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

2ページから4ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

5ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。臨時財政対策債の借入額が確定したことに伴う減額で、本年度の起債限度額の合計を4億1,930万円とするものでございます。

水色の仕切りから次が歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明です。予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入の主なものについてご説明申し上げます。款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税1,167万4,000円の増は、償却資産の申告漏れに対する遡及課税によるものでございます。

中段に移ります。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節3保育所運営費国庫負担金296万4,000円の増は、低年齢児の入所が見込みを上回ったことなどによるものでございます。

次の同じく款14、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金374万2,000円の減は、子育て支援国庫交付金の対象事業が県の安心こども基金事業に移行したことによるもので、減額した額と同額を子育て支援拠点事業費県補助金として県支出金に計上しております。

その下に移ります。目1土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費国庫補助金361万4,000円の減は、社会資本整備総合交付金の内示額、補助率の変更によるものでございます。

次の4ページをお開きください。最上段、款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金1,133万6,000円増は、先ほどご説明いたしました子育て支援拠点事業費県補助金の追加のほか、保育士等の給与の加算措置を目的とした保育士等処遇改善臨時特例事業費県補助金、新たな子ども・子育て支援制度の導入に伴うシステム改修費の補助である子育て支援特別対策事業費県補助金の追加によるものでございます。

下段に移ります。款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入171万1,000円の増は、赤道の払い下げによるものでございます。

最下段に移ります。款18繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金、5ページに移り、目4財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源として繰り入れるものでございます。

次の6ページから歳出でございますが、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。各費目の中で職員給料、手当、共済費の補正がございますが、これは職員の退職、育児休業の取得、共済費負担率の改定等によるものでございます。また、財源不足を最少とするため、多くの費目で執行済み予算等の減額を計上しております。

7ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目8電子計算費、節18備品購入費364万円の増は、ウィンドウズXP搭載の職員用パソコンについて、サポート終了となる平成26年4月までに更新するものでございます。

9ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節23償還金、利子及び割引料539万9,000円の増は、平成24年度の障害者自立支援給付費等による国、県の負担金について、精算の結果、返還が必要となったことによるものでございます。

次の10ページをお開きください。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料1,818万4,000円の増は、新たな子ども・子育て支援制度の導入に伴うシステム改修費の追加と低年齢児の入所が見込みを上回ったことなどによる保育所入所児童運営費委託料の増によるものでございます。

その下に移りまして、節19負担金、補助及び交付金、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金409万4,000円の追加は、歳入でもご説明申し上げましたとおり保育士等の給与の加算措置を図るものでございます。なお、本補助金に係る県の補助率は100%となっております。

12ページをお開きください。款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、節19負担金、補助及び交付金200万円の追加は、皆野町街路灯協会が国の補助を受けて実施する街路灯のLED化、防犯カメラの設置に係る事業費の一部を補助し、安全・安心な商店街づくりを支援するものでございます。

続いて、13ページでございます。款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、節15工事請負費299万7,000円の増は、町道皆野47号線の道路改良について増額するものでございます。

その下、目4橋りょう維持費、節15工事請負費220万円の追加は、平成14年から通行どめとしている町道日野沢31号線高松橋の解体撤去によるものでございます。

次の項5住宅費、目1住宅管理費、節11需用費800万円の増は、空室となった町営住宅4戸のリフォームによるものでございます。

16ページをお開きください。款12公債費、項1公債費、目1元金及び目2利子の減は、臨時財政対策債を除く平成25年度債に係る事業の完了と、借り入れ申し込みが年度末となり、償還の開始が翌年度になる見込みとなったことによるものでございます。

17ページから21ページが給与費明細費、22ページが地方債に関する調書でございます。

以上、簡単でございますが、平成25年度一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

なお、ページ数を言って質問をお願いいたします。

5番、大澤金作議員。

○5番（大澤金作議員） 事項別明細の3ページ、固定資産税、申告漏れだというお話を聞いたのですけれども、1,167万4,000円ですか、これは何件で1,167万4,000円なのでしょう。

そして、いつからの申告漏れがあったか、これをお聞かせください。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） ただいま5番、大澤議員さんからのご質問でございますけれども、申告漏れと現年度分の修正によるものでございます。申告漏れにつきましては、件数としては1件ですけれども、地方税法に基づきまして5年分さかのぼりましたので、5年分の償却資産に係る税金ということでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 5番、大澤金作議員。

○5番（大澤金作議員） 1件で5年分というのは、5年間、全然、申告漏れとかそういうこと、指摘は町のほうからはしなかったわけですか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） 大澤議員さんからの質問でございますけれども、償却資産につきましては申告制ということになっておりまして、本人からの申告に基づきまして課税するものでございます。たまたま今回の件につきましては、その会社が頼んでいた税理士さんがかわったのだそうです。かわったことにより

まして、以前の税理士さんは、その申告について知らなかったと。知識がなかったということで未申告でした。新しくなった税理士さんがそこで気がつきまして、申告が漏れているということで気がつきましたので、申告していただきましたので、こちらもさかのぼれる限界まで、5年分さかのぼったということでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 5番、大澤金作議員。

○5番（大澤金作議員） 新しい税理士さんのほうで申告していなかったということが発覚して、大変、町としてはよかったですけれども、こういったことがないように、やっぱりしっかりとチェックとか、そういうことをこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一点、13ページ、目4橋りょう維持費、これは工事請負費でも220万円と決まっておりますけれども、31号線、これは高松橋というのは、早く言えば大通院にかかるつり橋のことでしょうか。私なんかも子供のころはよく渡って、あのつり橋しか大通院のほうへ行く手段がなかったわけなのですが、現在は、それより下流にコンクリートの大きな橋ができて、皆野高校のほうまで抜けているというわけなのですが、確かに、もう古い橋でありまして、今は通行どめになっておるのですが、その上に倒木ですか、木が覆いかかってしまったような、見てもみすばらしいような感じを受けております。この高松橋、私なんかは大通院のつり橋、つり橋と言ったのですが、正式な橋は高松橋、大通院にかかるつり橋ということでよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 大澤議員さんのご質問にお答えします。

おっしゃるとおり大通院に行くつり橋でございます。私も自宅から近くということで、大変愛着のあるつり橋でございます。そのつり橋でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、大澤金作議員。

○5番（大澤金作議員） ちょっと聞きそびれてしまったのですが、普通の橋だというと橋脚というものが下からあるのですが、つり橋というのは、メインロープ、ワイヤーロープを支える、上に立っていますよね、両脇に。それまで撤去はしてもらえるものなのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） お答えします。

大通院のつり橋は、昭和11年に寺の檀家、また篤志家の寄附によってつくったものでございます。当時は国神村だったと思います。橋長が47メートルという、ここ付近でも大変景観のいい、豊かな溪谷と大通院の参道にマッチした大変景観のいいつり橋でありました。ちょっと申し上げますと、この秋の台風で大木がひっかかったと申しますか、倒れまして、斜めに大きく傾いております。これから先々、このようなことのないように、またこの先々も再度使用するということも不可能でございますので、撤去ということでございます。

そして、先ほど申し上げましたように、地域の方の浄財でつくったということもございまして、大変あの地域については愛着がございまして。お寺さんとも相談しまして、橋の本体、ワイヤーというのですか、ロープと橋のみを撤去して、あと両脇のコンクリートの橋柱はそのまま残したいと。やはり遺構として残したいと思います。また、逆に、とりますと景観的にも悪いので、残して、昔の面影を残したいということで、そんな施工方法を考えてございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、大澤金作議員。

○5番（大澤金作議員） 橋柱が残るといことで、昔、あそこに、私の小学校時代は、よく時代劇のロケが来まして、そのとき、あそこから切られて落ちるところでカットで終わり、あとは人形だか何かほうり落として、あと下で苦しんでいるようなのがあれだというような、非常に歴史のあるつり橋だったので、今の状況では本当に見るにも見られないような姿でございます。一日も早く撤去していただいて、きれいにしていただきたいと、こんなふうに思います。

終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 12ページ、款7商工費、目2商工振興費の負担金、補助及び交付金の200万円、先ほど午前中の一般質問の中にも出ておりました街路灯の整備なのですけれども、ここに町で200万円の補助を出す。そして、その中に防犯カメラを3基つけるということをお聞きしました。私は、この小さな町で、若林議員さんがいますけれども、防犯カメラというのは、各金融機関だとか、商店だとか、つけているところがあるので、本当に必要なのかなということも考えるのです。それで、ぜひこの補助金を出すに当たって、防犯カメラをつけるに当たって、やはり町民のプライバシーはしっかり守るように、町からもこの街路灯の協会のほうに申し入れていただきたいと思います。

それから、その下の観光費、節15工事請負費。この工事請負費は60万円ありますが、何の工事か、教えていただきたい。

それから、先ほどの大澤議員から出ました橋りょう維持費の大通院につながるつり橋ですが、実は私は渡ったことがあるのです、年齢を感じてしまうのですけれども。それで、いつもウォーキングをするときに、夜ですけれども、あの場所、通るのです。いつも見て、何かこのつり橋というのは観光に使えないのかなと思っておりました。でも、いろいろ状況を聞きますと、そんなことはとてもできないような、今状況なのだと思うのです。でも、やっぱり昔の面影を少しでも残していただいて、皆さんの浄財でつくったつり橋ですので、町の人々の気持ちも酌み入れていただけたらと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（大塚 宏） 3番、常山議員さんからのご質問にお答えをいたします。

初めに、街路灯の中の防犯灯の設置についてでございます。商工会、街路灯協会の事業ということでございますが、商工会が事務局でありまして、商工会のほうから補助の要請をいただいております。

この防犯カメラにつきましては、カメラとレコーダーをワンセットとしまして、3セット。町内というより、商店街に設置ということだそうです。それから、モニターは設置をしないという話を聞いております。つまり常時監視はしないということでございます。ですので、モニターを設置しませんので、防犯カメラを設置という標示をどこかにつけて犯罪の抑止効果を狙うということと、もう一つは、実際に犯罪が起きた場合の捜査資料として提供できるということでございます。

2つ目のご質問で、工事費60万円の内容でございます。来年、うま年総開帳で、札所の34番に大勢のお客さんが見られます。この中で、水潜寺の中には水潜寺の水洗トイレが用意してございますが、そのほかに水潜寺の入り口にくみ取り式のトイレ、それから華嚴の滝のところに、やはりくみ取り式のトイレ、

前からのトイレがございませぬ。こちらのほうが軽量ブロックにモルタル塗りということで、壁が剥がれたり、あるいは臭気ファンというのでしょうか、こちらの方が自然換気であったり、あとドアのペンキが剥がれたり、非常に汚い面も見受けられます。一応便器とかそれについては、月1回ぐらいになると思いますけれども、業者のほうに委託して清掃しておりますので、きれいなのですけれども、見た目といたしますか、外観上といたしますか、便器が壊れているところもありますので、必要最低限のものに絞って、こちらの清掃なり塗りかえなりをしたいと考えております。その60万円でございます。

以上でございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませぬか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 3ページ、歳入の一番上、固定資産税の増額修正、先ほど大澤金作議員が尋ねられましたけれども、1件、5年分の修正があったと。残りは計算により増額になった方が何件かいるという部分が、これはかなりの額であるのかと思いますけれども、その辺の区分けをもう一回よろしく願います。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） 1番、小杉議員からのご質問でございますけれども、税額については合計で載っていますので、内訳というわけにはいきませんが、件数でいきますと、先ほど申し上げました申告漏れの件数が1件について5年分さかのぼったということでございます。

修正につきましては、1つの会社で21年から25年度分について修正がありましたので、その分ということでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 修正というのは、そのような申告があつて修正されたということなのでしょうか。それとも、こちらからお願いして、増額にならざるを得ないような感じになったのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） 小杉議員からの再質問でございますけれども、修正につきましては、税務課のほうで、先ほどの申告漏れ等ありました関係で内部で調査いたしました結果、前回の出ているものと内容が違つたものが見つかりましたので、それについて改めて申告してもらつたようにお願いして出していただいたものでございます。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

○1番（小杉修一議員） そのような経緯のもと、問題なく落ちついて増額、収入がふえたという、無事ふえたということで理解したのでよろしいわけですね。

○税務課長（大澤康男） はい。

○1番（小杉修一議員） 了解しました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませぬか。

6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） 9ページ、款3民生費、目3老人福祉費、節13委託料、これ緊急通報発信機保守委託料とありますけれども、今現在、緊急通報システムではないかなというふうには私は理解してはいますけ

れども、今現在、皆野町においては緊急通報発信機について、どのくらい利用者がおられるか。

さらに、今、12月3日から行方不明になっておられる方がおりますけれども、家族の方にとっては大変な思いだと思います。これで緊急発信通報システムと私はよく言いますが、それに対してGPSとかを兼ねた、そういうものというのは、今これから皆野町としては使用する考えはないか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） まず、緊急通報発信機、そのとおりでございますが、現在172台設置しております。若干不足が見込まれるため、補正をさせていただくものです。これは、いわゆる家庭の固定電話に取り付けをする機械で、ボタンを1つ押せば消防署のほうへ通報が行きまして、会話を交わさなくても駆けつけていただけるシステムでございます。したがって、これは携帯電話には使えません。そういう不都合がございますけれども、新井議員ご質問のように、これからは携帯電話だけというような家庭もふえてくるかと思えます。いろんなシステムを有効に検討しなくてはならないと思えますが、すぐすぐそういったものを取り入れる予定は今のところございません。

○議長（大澤径子議員） 6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） 緊急通報システムは、確かに固定電話と連携しているということは私もよく知っています。最近本当に、携帯電話に関してはGPS機能もついているということで、徐々にそういう方向へぜひ持って行ってもらって、こういう今実際、行方不明の方を見つけているようなことが余りないよというということで、ぜひGPSの機能がついたものを使用するよう要望して質問を終わりたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林です。

歳出のほうで何点かお聞きしたいと思います。まず、8ページ、項7運行管理費の中の目1町営バス運行費の中の12番役務費、自動車損害賠償責任保険料、これの内容についてちょっと説明いただきたいと思えます。町営バスということですから定期バスのほうだと思うのですが、関連して町バスのほうもどうなっているか、教えていただきたいと思えます。

それから、10ページに行きまして、10ページ、先ほど説明もあったのですが、総務費の中の節13委託料、電算システム改修委託料なのですが、これが毎度疑問にも思うのですが、いろんなことでシステム改修委託料というのがよく出てくるのですが、今回の改正というか、変更内容によってということだったのですが、そんなにもかかるものなのではないかということ。大体具体的にどんなふうな改修があるのか、教えていただきたいと思えます。

それから、13ページの款8土木費の住宅管理費の中の需用費の修繕料800万円ということなのですが、何棟分、戸数のほうがいいかな、何戸分の修繕料になるのか、教えてください。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 10番、林議員の質問にお答えをいたします。

8ページ、款2総務費、項7運行管理費、目1町営バス運行費、節12、自動車損害賠償責任保険料9,000円の計上でございますが、これは平成25年の4月から料金が改定をされておりますので、当初予算では見込

めなかった分でございます。これにより9,000円の不足が生じたために計上させていただくものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 林議員の10ページ、民生費の児童福祉費、節13委託料のうちの電算システム改修委託料690万円の内訳について申し上げます。

今現在、保育システムとして、保育、それから子育て支援のほうに利用しておりますシステムがございしますが、それが新たな子ども・子育て支援新制度に基づきましてシステムの改修をするものでございます。具体的には、施設事業所認可確認機能、それから支給認定の機能、利用者負担金機能、給付費の支給管理の機能、統計処理機能、そういったものが新たに追加されるということでございます。なお、これにつきましては、県補助金で子育て支援特別対策事業費として補助金が350万円来る予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） お答えします。

13ページの住宅管理費の修繕料800万円でございますが、この数はということでございますが、4世帯、4戸分でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） おおむね了承いたしました。

電算システムなのですけれども、これは町のほうの意思でこういうものが欲しいというのではなくて、恐らく上のほうから、こういうものにしなさいよということで作ることになっているのかなというふうに思いますけれども、この辺も、毎年とは言わないまでも、かなり町の中のこういうシステムの改修というのは、毎年、毎年のようにいろんな形でいろんなところで出てきて、以前もたしか同じようなことを、何でこんな額をかけてやるのかというような質問もあったかと思うのですが、それらはもう少し何とかならないものなのかなと思いますので、どういう形になるかわかりませんが、町のほうでも何か声を上げてもらいたいなと思いますので、なかなか難しいことかなと思いますけれども、お願いをしたいと思います。

費用がこういうことでかさんで、また今聞くと、統計とか云々のことは本当に皆野町として必要なのかということ考えたときに、これは全部必要だと言われれば身もふたもない、そのとおりなのかなとしか言いようがないですけれども、本当に必要なかどうかということも検討を全体でしていくべきなのではないかなと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

それから、先ほどの、副町長には同じことを答えてもらったようで、まことに恐縮なのですが。というのは、4世帯分でこれだけの額で改修をするということなのですが、私のほうで、この後、視察研修のときに一言触れようかなと思っていたのですけれども、下條村の若年者人口の増加の一つの施策として、いわゆるマンション形式の町営住宅をつくることによって若年者人口の増大を図るというようなことがあるわけです。振り返って皆野の場合は、確かに町営住宅もたくさん持っているのだけれども、それがかなり老朽化していて、それを改修、改修という形で延命に延命を重ねて、安い料金でというのもわかるのですけれども、それとは別になのか、それともそれにかわってなのかというのは非常に難しいことなのだけれども、つまり若年者用の魅力ある住宅というのですか、そういったものを町で、これは方式としては建設

でもいいですし、民間でつくったものを借り上げるという形でもいいのだけれども、そういったことも考えてもらったらいいのではないかなと。古いものを幾ら改修しても、やっぱり古いものは古いので、なかなか難しいところではあるかと思うのですけれども、そういった検討も、すぐしろとは言いませんけれども、検討を重ねる期間なり、そういったものがあってもいいのではないかなと思いますので、あわせて、そのお願いのために再質問という形にしましたけれども、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 最初に歳入の関係で、先ほどの林議員の再質問にも関連するかと思うのですが、4ページの項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金の関係なのですが、800万円の増額補正ということで、歳出のところ町営住宅の居室修繕料ですか、これと符合するので、恐らく理由についてはこれかなというふうに推測するのですが、いずれにしても、9月の補正第2号において、この公共施設整備基金については約8,800万円減額補正をしている経過があるわけです。そういったことを含めまして、今回800万円ということで増額補正。この辺の絡みとといいますか、当初予算の中で、例えば町営住宅の修繕料、9月の補正の中でも、この町営住宅の居室の修繕料については、既に増額補正がされてきた経過があろうと思います。そういったことを含めまして、その都度、その都度、増額補正ということではなくて、当初予算の中で、例えば入れかえの時期とか、そういったことも当然あろうかと思うのですが、大まかな予想とといいますか、想定する中で、この修繕料については確保、予算化しておくべきではないかなというふうに思います。

そういったことで、こういった形で修繕することについては反対ではないのですが、こういった形といいますか、その都度、基金から取り崩して振り向けると、こういったやり方がベターなのかどうか。その辺を含めまして、また、町営住宅の入れかえというか、入居者の入れかえとか、そういった時期等も含めて、こういった修繕料というのを恐らく歳出で対応しているのかなと。これはあくまで想像なのですが、その辺含めて、この基金からの取り崩しの繰り入れの理由。理由はもうわかっているのですけれども、どこへ使われるというのは。その辺の考え方について、1点お聞きしたいというふうに思います。

それと、歳出になるのですが、11ページの項1保健衛生費、目3環境衛生費、節13委託料、金額的には8万9,000円ということで、施設管理補助業務委託料ということであります。この業務委託の内容についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、13ページなのですが、目3道路新設改良費、節15工事請負費、約300万円の増額ということなのですが、町道皆野47号線の増額補正ということなのですが、具体的に増額する理由についてお聞きしたいというふうに思います。

最後になりますが、19ページの給与費の明細書の関係で、一般職の職員数に関してなのですが、補正前は85人。1名減ということであります。午前中の常山議員の質問等の中で、答弁としては保健師さんが1名、8月で退職されたということで、その減になった理由等については理解できたのですが、関連しまして、平成26年度新規採用、この間、議会の中でも若干名についていろいろやりとりがあった経過があるのですが、既に内定者何人というふうになっているかと思ひます。内定者は何人なのか。

あわせて、退職された方が、8月末ですか、というような状況のようです。保健師という専門職ということもあろうかとは思ひますが、それらを加味した形での内定者数になっているのかどうか、この

点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 内海議員さんのご質問にお答えします。

基金等の財源繰り入れについては当初予算で対応すべきではないかというようなご質問でございますが、まさにそのとおりだと思います。ただ、町営住宅の場合、途中で突然、入居者の都合で退去というようなことがございます。なかなか当初予算の時点では予想がつかない場合が多々あります。そのためにそのようなことが発生した場合、それに対応する財源として、まさに公共施設でございますので、その目的に沿った形の中で対応したいというものでございます。入退去の状況に合わせた形ということでご理解をお願いします。

47号線の増額でございますが、これにつきましては地区は土京地区でございます。この土京地区の道路の改良工事につきましては、狭隘道路の関連の交付金を受けて行いたいということで、狭隘道路の関連に振りかえて対応したいということから、工事についてもその狭隘道路に対応するための増額補正をして対応したいということでございます。工事が実質アップということでございます。

次に、職員の4月1日採用の予定数でございますが、3名を採用予定ということで内定しております。来年の3月31日においては定年の退職はございません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉） 12番、内海議員さんからのご質問のうち、11ページ上段、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節13委託料の施設管理補助業務委託料8万9,000円の追加につきましてご説明申し上げます。

町内に12組合ございます小規模水道組合に対しましては、小規模水道施設設置費等補助金要綱に基づきまして施設設置費及び資機材等購入費等の補助を行っておりますが、このたび要綱を改正いたしまして、これに加えまして、施設の管理等を希望される組合に施設の管理補助を行うものでございます。

業務内容でございますが、小規模水道施設を巡回いたしまして、取水状況の確認、落ち葉等の除去、塩素の残量等の確認、配水池周辺の漏水等の確認を行います。業務はシルバー人材センターへ委託を予定しております。今年度は、12組合全ての施設に対しまして2回を予定しております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 町営住宅の居室の修繕料、入居者がいつ退所するかというのは本当にわからないわけなのですが、そういったことで、その都度、空き室になった住宅については修繕すると、そういった立場でやっていただくということについては理解できるのですが、具体的にこういった修繕をした町営住宅に入居を希望される方。大まかでいいですから、例えば高齢者の方とか、若い方とか、その辺、状況がわかりましたら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） はっきり申し上げまして、いわゆる若いカップルですか、基本的には1人でなく複数でございますので、若い方はごく少ないです。中高齢者、あるいはいろいろ、わけあってというのですか、本当に困窮している方が多いわけです。目的が福祉の関係の住宅でございますので、そういう方が多いというのは必然的な形かなと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

環境衛生費の委託料の関係については、小規模水道組合、12組合の水源の維持管理等に対する委託料ということで説明をされました。9月の議会におきまして私の取り上げた課題につきまして、早速予算化をしていただいた。このことについては感謝を申し上げたいというふうに思います。

そこで、委託料の関係なのですが、とりあえず今年度、12月からでしょうか、来年の3月まで4カ月間でそれぞれの水道組合さんに2回分の委託料ということで予算化されているようです。全て小規模水道組合、12の組合から、ぜひそういった維持管理についても町の負担でやっていただきたいという、そういった希望が出されたということだと思のですが、いずれにしても9月の議会の中で町長からも、この要綱に沿って水源の維持管理についても組合と町で50%、50%といいますか、フィフティー・フィフティーで進めたいということで町長の答弁がされている中で、こういうふうに進んでいるかというふうに思います。

ただ、水道組合によっては、月当たりの水源の管理の回数、また車で行けるところから水源までのところの距離、例えば大変なところについては片道30分なりかかって管理をしている組合さん、それも月2回というような、そういった現状もあります。そういったことで、それぞれの水道組合さんによって回数なり、また条件というのが違うかというふうに思います。ぜひ来年度の予算におきまして、町長が言われたように現状の管理の方法の中で、フィフティー・フィフティーということであれば、例えば年間を通して町として月1回の管理をすとか、そういったこともぜひ、そういったことがフィフティー・フィフティーということになろうかと思しますので、それぞれの水道組合さんの状況も違おうかと思ます。大変なところを最優先にいただきまして、来年度予算等については検討していただけるかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉） 内海議員さんからの再質問にお答え申し上げます。

確かに小規模水道組合、それぞれの組合さんによりまして条件等が違うわけでございますが、平成26年度におきましても基本的には年6回ということを予定しております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 9月の町長の答弁も含めまして、フィフティー・フィフティーということは、例えば月2回、水源の維持管理をしている組合さんにとってみれば、半分を町で補助していただけるということであります。そういうことになろうかと思ます。そういった実態をきちんと把握といいますか、状況を調べる中で、ぜひそういった形で進めている組合さんについては、年6回ということではなくて、月1回、年12回、そういったような形の対応がとれるよう、これは要望させていただきたいと思ますので、よろしく願いいたします。

それと、最後になります。26年度の新規採用については3名を内定しているということでありまして。午前中の常山議員からの保健師の増員の要望等も出されております。少なくとも今年度につきましては、当初予算では86人という、これは一般会計分の職員数なのですが、86人だというふうに認識しております。そうした中、既にもう2人減員となっているわけでありまして。保健師さんも含めてなのですが、減員とな

っている部分というのは職員にとって非常に過重な負担といたしますか、そういった問題も当然発生しているかというふうに思います。これらの対応が具体的にどのように行われているのか。

また、6月議会の中でも申し上げたのですが、やはり定員の適正化の計画では、特会分も含めて96人、このような職員数の目標といたしますか、なっているかというふうに思います。現在では特会分も含めて88人になろうかと思うのですが、ぜひ現状を含め、できる限り現場の課長さん等々、大変職員の少ない中で、業務の遂行、大変苦勞している話もお聞きします。ぜひ現場の課長さん等々、職員の要望等、十分に吸い上げる中で、できる限り定員の適正化計画に近づけるよう努力をしていただきたいというふうに思うのですが、現状の職員が欠員になっている。そのカバーというのは具体的にどのような形でやっていただいているというか、その辺について考え方も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 一番多い例が育児休暇の場合が多いというか、今何名かいます。そういう部署、課につきましても、互いに助け合うというのですか、いろいろ工面しながら何とか乗り切ってもらいたいというようなことでお願いしております。

また、いろいろ骨折っておりますが、全くの事務、仕事に素人と申しますか、ゼロの方が来て、1人、2人ついて教えていくということも、そんなような状況も考えられます。いろいろ考えまして、何とか助け合ってやってくれと、このようなことでございます。逆に、特に税務課でも、今、育児休暇で休んでいる方もいますが、その欠員の中においても、埼玉県知事から表彰されるような収入率を上げているというように頑張っておる課もございます。そういうことで、育児休暇等で欠になっているところについては、単純作業で対応できるのであればすぐ対応しますが、課の中で支え合って乗り切ってもらいたいというようなことでお願いしているのが実情でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 産休とか育休とか、そういった形で人員が欠員というのはあれですが、少ない中でもそういった職場もあるということなのですが、いろいろそういった面では一人一人の職員に過重な負担というのが当然及んでいるかなというふうに想像いたします。休暇の問題なり、そういったことも含めまして、ぜひそれぞれの職員の過重負担が少なくなる中で、また日常の業務がスムーズに運営される中で、また町民生活の向上につながるようなそういった、今の時点で、例えば来年度の新規採用については3名内定されているということなのですが、保健師さんの関係は別としましても、例えばこれからでも内定者をふやすとか、来年の4月採用の方をふやすとか、そういった形というのはとれないものかどうか。この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 来春4月1日の採用については現在の3名、また保健師についてはこれから募集して、1名採用ということでいきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 内定者をふやすということは難しいということだろうとは思いますが、いずれにしても、ぜひ来年度、26年度に入りまして、すぐ26年度末の退職予定者というのが、管理職の方も含めて6人ですか、26年度末にはそういったことがもう既に予定されているわけですので、それらも含めて27年度の新規採用については相当な採用を行う中で、ぜひ適正化計画に届くような人員の確保を要望させ

ていただきたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 2点ほどお伺いをしたいと思います。

4ページ、款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入の中の土地売払収入、これが先ほどの説明の中では赤道というようなお話がありましたけれども、171万1,000円、これはどういう理由でどこを売払収入になったのか、お伺いをいたします。

それから、もう一つ、この補正予算に直接関係ではないのですが、町有地が多く隣接している県道について、予算に関連がありますので、質問をお許しいただきたいと思うのですが、皆野両神荒川線の一部で親鼻地区から長瀬玉淀自然公園線、戦場地区を結ぶ下戦場塩貝戸線という県道がございまして、この県道の中で140号バイパスの三沢入り口交差点から親鼻駅入り口を結んでいる線が大変狭隘だということで、この線については地元の小杉修一議員、また親鼻区長さん、戦場・土京区の区長さんなどと一緒に建設課初め各方面に改良の要望をさせていただいております。そういった中で、きょうは建設課長不在なのですが、もし副町長のほうで、この点について進捗状況がどんなふうになっているかお聞かせいただければありがたいと思います。

この2点、ひとつよろしく願います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 11番、四方田議員の質問にお答えをいたします。

4ページの款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入171万1,000円、この内容でございますが、四方田議員おっしゃるとおり、国道140号からみ～な公園に滝ノ入沢川沿いに抜けます町道の改良に伴いまして、払い下げ、赤道の売り払いをするもので、3件、面積にして114.12平方メートルの売り払いに伴います売払代金でございます。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 四方田議員さんのご質問にお答えします。

県道下戦場塩貝戸線の改良工事の進捗状況でございますが、これにつきましては、昨年10月4日に四方田議員さん、また小杉議員さん、地元の2名の区長さんを初めとする多くの皆様方の署名の要望書を町長宛てにいただきました。町におきまして、消防北分署の開設、また道の駅みななのオープン等によりまして、緊急自動車、一般車両の通行の増加も予想されることから、直ちに秩父県土事務所長宛てに要望いたしました。その後、ことしの6月の県議会本会議におきまして、地元選出の岩崎県議から県道下戦場塩貝戸線の改良工事に関する質問がございました。県当局からは、今後慎重に研究してまいりますとの回答を得たところでございます。

以上が経過でございますが、ここに来まして、運転する多くの方が大変危険を感じています踏切から親鼻寄りの門平銘木工場協のカーブ箇所柵があったり、道幅が狭く、見通しの悪い危険な区間がございます。ここについて、秩父県土事務所において局部改修工事を行うということになりました。このカーブ区間ののり面を利用して道路用地の範囲の中で部分拡幅による改良工事を行い、危険の解消を図っていくことのようにございます。いずれにいたしましても、この改修工事は近々に発注されるものと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 大変うれしいご答弁をいただきました。

さきの財産売払収入というのは、み～な公園に関してのことだと思うので、了解をいたしました。

それから、県道の件ですが、県道の通っているところは、先ほど副町長のほうからもお話がありましたように、道の駅が大変好評、あるいは消防署の北分署の開設以来、緊急自動車も大変頻繁に通過する道路になっております。それで、道路は比較的接しているところは町有地が多いのです。今、防災無線の関係の工事の資材や何か置いてあるところから西関東連絡道路のバイパス事務所、それに皆野旧3区の公会堂というのがありまして、比較的、用地については買収といたしまししょうか、確保がしやすい。今現在が民地が少なく、比較的確保が可能なところだと思います。加えて、あの道は三沢の中学生が自転車での通学の通学路にもなっていますので、大変危険なところになっております。

そういった中で、ただいまの副町長の答弁から言いますと、スタートは切れたというように、大変喜んでいるところであります。それで、引き続き、そういう状況もありますので、さらなる改良が進みますことを切にお願いをいたしまして終わります。大変ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 4時00分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第12、議案第42号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第42号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、療養給付費等の不足が懸念されることから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,327万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,793万6,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 四方田勝吉登壇〕

○町民生活課長（四方田勝吉） 議案第42号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、内容をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,327万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,793万6,000円とするものでございます。

2ページから3ページが第1表、歳入歳出予算の補正でございます。

水色の仕切りから次が歳入歳出予算事項別明細書になっておりますので、これに従ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款5療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付等交付金、節2過年度分727万9,000円の増額は、平成24年度退職者医療交付金確定により増額するものでございます。

款10繰入金、項2基金繰入金、目1支払基金繰入金、節1支払基金繰入金3,600万円の増額は、保険給付費に充当するため基金積立金より繰り入れするものでございます。なお、繰り入れ後の基金積立金残高は4,400万円でございます。

4ページをお開きください。歳出でございますが、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、目3一般被保険者療養費、目4退職被保険者等療養費、その下段、項2高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費の節19負担金、補助及び交付金のそれぞれの増額は、療養費等の不足が懸念されるため増額するものでございます。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、節23償還金、利子及び割引料43万2,000円の追加は、国及び県から交付を受けております特定健康診査等負担金等の一部を平成24年度の実績によりまして返還するため増額するものでございます。

5ページの款12予備費、項1予備費、目1予備費の79万4,000円の減額は、予算調整による減額でございます。

6ページが給与費明細書となっております。

以上で議案第42号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 歳入の関係で3ページになるのですが、支払基金繰入金3,600万円の増額という

ことなのですが、繰り入れた後の金額が四千何百万円というふうに説明がされたのですが、11月14日現在のこの支払基金の積み立ての残高が3,150万円というふうに監査の結果では載っているのです。ということはマイナスになってしまうと思うのですが、この件について1点。

それと、4ページになりますが、項1療養諸費の目1一般被保険者療養給付費、これが3,757万円の増額補正ということなのですが、どういった理由で増額補正をするのか。また、この間、特徴的な医療費の増加等があるのか。また、これから本格的な冬場に入らる中で、例えばインフルエンザとか、そういったことの医療費を想定しての増額なのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉） 12番、内海議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

まず、3ページ、歳入でございます。目1支払基金繰入金、この基金積立金より3,600万円を繰り入れるものでございますが、前回の定例会、9月定例会におきまして24年度決算により基金に繰り入れをしてございまして、先ほど申しましたように繰り入れ後の残金は4,400万円ということでございます。

続きまして、4ページ、目1一般被保険者療養給付費の3,757万2,000円の追加でございますが、やはり国民健康保険は医療費が増加する傾向でございまして、国民健康保険は被用者保険と比べまして年齢構成が高いため、そのため医療機関にかかる割合も大変多くなります。また、医療費の高度化等に伴いまして、診療単価も高くなっております。このようなことから、年々医療費が増加する傾向と考えられます。

なお、今年度になりましても、当初予定、積算しました医療費よりも、月平均で約298万円、各月とも増額になっておりまして、そのため、このままでいきますと医療費の支払いができないということで、今回補正をお願いする次第でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 繰入金の関係、ちょっと整理していただきたいと思うのですが、監査報告の中では、平成25年10月末現在でこの国保の給付費の基金残高が3,150万3,795円というふうになっているかと思っております。決算が済んだ後、繰り入れというか、その辺の絡み、説明していただけますか。実際、今、この基金残高が幾らあるのか。

〔「議長、休憩してください」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時14分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

基金の状況でございますが、内海議員さんおっしゃるとおり、10月末現在の国民健康保険給付費支払基金の残高は3,150万3,796円でございます。この残高につきましては、平成24年度末現在の現在高から今までに国保会計に繰り入れた額を差し引いたものでございますので、この点、ご了解をいただきたいと思

ます。

平成24年度の決算書を見ますと、国保会計に係る基金の現在高は8,150万円でございます。今回の3ページ、款10繰入金、項2基金繰入金、目1支払基金繰入金、総額が8,600万円となっておりますので、基金を上回る取り崩しはしておりませんので、ご了解をいただきたいと存じます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 監査報告ではきちんと25年の10月末現在ということで報告がされているのです。何で10月末現在で、その八千何百万円とかという基金残高がこの監査報告の総括表の中で出てこないのか。

○議長（大澤径子議員） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（村田晴保） そのことについてお答え申し上げますが、監査委員報告のほうは10月末現在、これはあくまでも基金の保有額を示しております、それで国民健康保険の給付費支払基金のほうについては、11月におきまして5,000万円、基金のほうに今度戻しというか、繰り入れておりますので、現在のというか、11月末現在については国保保険給付費の支払基金の保有額については8,000万円という数字となっております。

先ほど総務課長のほうから答弁がありましたように、当初、国保保険給付費支払基金については、当初の予算額については8,600万円からスタートしております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） では、5,000万円というのは、いつの時点、どこからこの基金に入ったのか。少なくとも、9月の補正とか、そういったところで基金に5,000万円繰り入れますとかというふうにはなっていないと思うのですが、その辺、当初予算では基金云々ということでは言われている、それもおかしい話で、あくまで当初のときに基金としては、その時点の現在高は、例えば3,000万円なら3,000万円とか、そういうふうになるのではないのですかね。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉） お答え申し上げます。

11月に入りましてから、基金への繰入金5,000万円の伝票を切っております。11月になってからでございます。

〔「議長、ちょっと休憩して……」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時19分

再開 午後 4時22分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉） ご説明申し上げます。

さきの9月定例会におきまして、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）によりまして5,000万円の基金積立金へ積んでおります。そして、今回、療養給付費に充てるために3,600万円を繰り入れたいま

す。基金積立金以上の繰り入れはしてございません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 今の答弁をちょっと整理させていただきますと、3,100万円に5,000万円が足されて8,100万円になって、3,600万円を今回補正で使うとなると、4,400万円と残高おっしゃられましたけれども、4,500万円ぐらいには単純計算でなるのですけれども、その辺は端数を切られて言われているということよろしいのですか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉） 細かい数字は申し上げてございませんので、概算ということで申し上げました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第13、議案第43号 平成25年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第43号 平成25年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、介護給付費等に係る支給見込みによる補正及び国、県支出金などの交付決定によるものが主なものでございまして、歳入歳出予算の総額から294万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,256万8,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第43号 平成25年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容のご説明を申し上げます。

3枚目の水色の仕切りの後、予算の事項別明細書に沿ってご説明を申し上げます。さらに1枚おめくりをいただきまして、事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金893万4,000円の減額、及び次の項2国庫補助金、主なものは目1調整交付金284万2,000円の減額でございますが、それぞれ25年度の交付決定額によりまして補正をするものでございます。

次の款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金61万2,000円、目2地域支援事業支援交付金103万5,000円の減額、これも25年度の交付決定額によりまして補正をするものでございます。

同じく款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金738万9,000円の減額、1枚おめくりをいただきまして、項2県補助金、目1及び目2地域支援事業交付金の減額も、同様にそれぞれ25年度の交付決定額によりまして補正をするものでございます。

続きまして、款8繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金1,800万円の追加計上は、この後、歳出でご説明いたします介護給付費に財源充当するため準備基金から繰り入れをするものでございます。

5ページ、歳出でございますが、主なものをご説明申し上げます。中段下の款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございます。目1居宅介護サービス給付費、補正額はありますが、充当財源の振りかえをするものでございます。

目3地域密着型介護サービス給付費972万9,000円の追加及び目5施設介護サービス費2,364万4,000円の減額は、グループホームあるいは介護老人福祉施設等の利用状況を、25年度が半年以上経過をしましたので、今現在において年間の見込み量によりましてそれぞれ補正をするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、6ページ、中段の款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費1,115万1,000円の追加計上は、同じく年間の給付見込みによりまして追加をするものでございます。

6ページ、一番下の欄でございますが、款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目2一次予防事業費の補正は、補正額はございませんが、歳入との関係で財源の内訳が変わりますので、記載をしたものでございます。

下のページ、款7予備費でございますが、これらを調整いたしまして35万4,000円の減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第43号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 5ページをお願いいたします。下段のほうの款3になりますか、地域密着型介護サービス給付費、補正額で約1,000万円近い972万円ほど増額になっております。一方で、その下の施設介護サービス費のほうは2,364万円と大幅な減額になっていきますけれども、この内容というようなものをちょっとご説明願います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 1番、小杉修一議員のご質問にお答えいたします。

まず、目3地域密着型介護サービス給付費、イメージとすると同じようなあれなのですけれども、施設といたしますと認知症対応型の施設、これを地域密着型介護サービス給付費に計上しております。皆野町の町内には2つございます。それから、目5の施設介護サービス費、これはいわゆる特養と言われております施設に対するサービス給付費でございます。皆野町内には1カ所ございますが、いずれの補正も皆野町の町内の施設だけではございませんので、それらの支出ぐあいを見ながら減額あるいは追加の補正をさせていただくというものでございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 施設のぐあいを見ながら補正が発生するにすれば随分大きい変動があるものだなという感想を持つのですけれども、当初予算の範囲ではその辺の目算はしにくいという部分があるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 精査しておりますが、大きな要因としては、途中でお亡くなりになる方があった場合に、次にまた皆野の町内の方が入所になるかどうか、わからない。その場合には皆野町からの介護保険の持ち出しは変わりませんが、それと全く逆の場合に、秩父から入所されていた方が亡くなって、次に入った方が皆野町の方であった場合には、皆野町のほうから支出をするということがありますので、読み切れない部分は当然でございます。そういった状況でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 小杉議員の質問とも関連するのですが、この介護サービス等諸費の施設介護サービス費、約2,360万円の減額補正。理由については、答弁の中では、利用状況から今後を見込んでの減額ということなのですが、この利用状況の中身ですね。利用者の減少ということが発生しているのか。

あわせて、こうした施設の入所の待機の実態、待機者は何人ぐらいいるのか、この点についてお聞きします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ご質問にお答えいたします。

大きなくりとしては、内海議員のおっしゃるとおりでございますが、それにプラスして、要介護度によりまして、介護保険からも、あるいは個人の負担分も変わる要素がございます。したがって、人数だけではございませんけれども、読み切れない部分がある。

それと、当初予算を考える段階で、今ごろの時期に来年の1年間の見積もりを行います。まず考えた場合に、12月なり11月なりの数字をそのまま12カ月計上させていただくということになるかと思っております。その辺が3月、4月ごろで変わった場合には大きく変動することがあり得るということでご理解いただきたいと思います。

もう一点……

〔「待機者の実態」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見広行） 待機者の実態でございますが、正確には把握しておりません。ただ、聞くところによりますと、幾つもの、特養にしても、何カ所も申し込みといいますか、そういったものをする

傾向にあるようでございまして、皆野の特養が何人ということが全てイコールではないようなことがある
ようございまして。いずれにしても正確な数字は把握しておりません。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 皆野在住の方でも介護施設への希望を出している人が何人ぐらい現在いて、どの
ぐらいの待機者か、待機者が何人ぐらいいるのか、その辺わかりましたらお聞きします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） そういった調査といいますか、そういったものを行っておりません。ただいま
申し上げましたように、例えばちょっと趣旨は違うのですけれども、老健と言われるところと両方申し
込んでおくとか、いろんなケースがありまして、保険者に対する、保険者は町ですが、保険者として給付
は当然、請求があればしますが、被保険者に対してどういったサービスが必要かというのは、いわゆるケ
アマネさんが把握しておりますが、そういった積み上げもなかなか難しい。現実としてはしておりませ
ん。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 現状、施設入所を希望していて、いろいろ条件とか、介護度とか、施設のほうの
受け入れの関係もあるでしょうけれども、一般的と言ったらあれですけれども、標準的にどのぐらいの待
機期間というか、現状平均して。その辺はわかるでしょうか。難しいですか。やっぱり個々の事例によっ
て違うということで。この辺についてちょっと。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） これはお答えになっているかどうかわかりませんが、例えば施設の側
で言うと、順番どおりに入所をさせるということではないのだと。いろいろな状況を見ながらということ
でございまして。そういったことも含めて、あるいは複数の申し込みをされるとかも含めて、実情を把握し
ておりません。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございせんか。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 済みません。6ページの款2保険給付費、介護予防サービス諸費について、私、
以前にも健康福祉課長のほうにお願いをしましたが、介護予防としてぜひ落語などを取り入れてほしいと
いうことでお願いをしました。来年度の予算編成というか、そういうのに向けても、ぜひその辺を、この
前の答弁では来年度ということをお聞きしておりますが、ぜひご検討していただきたいので、よろしくお
願いします。答弁お願いします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 来年度という答弁をしたかどうか、ちょっと今あれなのですけれども、来年
度に向けて検討はしてみたいということだったかなと思うのですが、引き続いてその気持ちでおりますけ
れども、今の段階で来年度に計上するというのは考えておりません。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） たしかこの前のときは、この25年度は考えられないけれども、次にはということ
で前向きな答弁をいただいたような気もするのです。ぜひ頭の隅にでも入れておいていただいて、予算編
成とか、やっぱりこういう計画をつくるときにそういうことも入れて、すごく楽しみにしているお年寄り

もいらっしゃいますので、ぜひ、笑うことで脳の活性化になれば、この介護予防にもなると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。



◎会議時間の延長

○議長（大澤径子議員） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。



◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

この際、同意第5号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



◎同意第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第1、同意第5号 公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時41分

再開 午後 4時42分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第5号 公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会委員の宮前英雄氏の任期が平成25年12月19日をもって満了となります。つきましては、皆野町大字大淵95番地、宮前英雄氏を改めて公平委員会委員として選任したいので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより同意第5号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は同意することに決定しました。



◎同意第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第2、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時44分

再開 午後 4時45分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員、平常夫氏の任期が本年12月22日で満了となります。つきましては、皆野町大字国神998番地、平常夫氏を改めて固定資産評価審査委員会委員として選任したいというものです。

ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより同意第6号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号は同意することに決定しました。



◎同意第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第3、同意第7号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時46分

再開 午後 4時47分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第7号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員としてご活躍いただいております金子理恵子氏の任期が平成26年6月30日をもって満了となります。つきましては、皆野町大字皆野915番地、金子理恵子氏を改めて人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより同意第7号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第7号は同意することに決定しました。



◎請願の審査報告

○議長（大澤径子議員） 追加日程第4、総務教育厚生常任委員会付託の請願審査報告を行います。

委員長から、本定例会に提出された請願審査報告は1件で、お手元にご配付のとおりです。



◎平成25年請願第1号の報告、質疑、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第5、平成25年請願第1号 新聞への消費税の低減税率適用を求める意見書提出を求める請願を議題といたします。

請願第1号については、平成25年9月議会定例会において総務教育厚生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされておりますので、総務教育厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

総務教育厚生常任委員長、新井達男議員。

〔総務教育厚生常任委員長 新井達男議員登壇〕

○総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） それでは、皆野町議会総務教育厚生常任委員会付託議案についてご報告させていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

件名、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出を求める請願書。

審査の結果、採択すべきもの。

委員会の意見、請願第1号「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出」を求める請願書の審査について、委員会を平成25年11月13日に招集し、各委員より意見を徴し協議した。

その結果、消費税増税がこのまま行われれば、地域経済の悪化や国民生活を苦しくするだけでなく、消費者意識に悪影響を及ぼすことから、国におかれては国民の生活を守り地域経済の安定を図るうえからも、本請願は採択とし、意見書については提出された意見書案の新聞に限らず、書物・食料品をはじめ最低限の生活必需品を含めた軽減税率により、文化的な生活水準の維持と公平性を考慮し、「採択すべきもの」と

する。

以上です。

○議長（大澤径子議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 委員会の審査結果については異論はないのですが、この請願に対する私の考えを述べて、審査の経過について何点か質問をさせていただきたいというふうに思います。

この請願に対する基本的な考えなのですが、消費税増税を前提にした請願であります。また、東京新聞を除く新聞社の協会といいますか、新聞協会、ここについては消費税増税は必要と、こういったマスメディアを使いまして国民の説得に力を入れてきた、そういった経過があります。ところが、この新聞協会が、その後、社会の発展に資するよう新聞や書籍、雑誌等の消費税の軽減税率を求めています。端的に言えば、新聞各社が消費税の増税をあおっておきながら、自分たちの新聞だけは消費税を軽減してくれと。まさに筋が通らない、そういった主張だというふうに思っています。

そうしたことから、今回の請願につきましては、私としてはどうした態度をとろうかということで非常に悩みました。いろいろ委員会付託にするときの議運の中でも申し上げたのですが、この請願者というのが新聞社というより、埼玉県の新新聞販売組合からの請願であります。ただ、請願の趣旨というのは、この新聞協議会と主張がほぼ同じです。ただ、新聞を末端で販売している販売店の消費税増税が与える経営の状況というのは、私も内実を聞いております。ある販売店におきましては、年間の消費税分が約200万円ぐらい。これが例えば10%になりますと、消費税が倍になるわけですね。400万円。なおかつ、消費税が上がりますと、新聞も値段を上げなくてはならないということになりますと、ますます新聞の購読も下がる。そういったことで非常に経営状況も圧迫されるというのは、もう目に見えているかというふうに思います。

そういったことも含めて、この請願の中に、先ほど言いましたような内実も含めて軽減税率を図ってもらいたいという趣旨を触れていただきましたかったです。ただ、そういうことが触れられておりませんでした。そういったことで、小鹿野町議会等におきましては、請願者を本会議に参考人として招致したり、また神川町等におきまして、これから議会のときに参考人として呼ばれているような話も聞いております。そういったことを含めまして、この総務教育厚生常任委員会の請願の審査におきまして、いろいろ意見が出されたというふうに聞いております。その中で、具体的に請願者なり、また請願の紹介議員、この方を委員会に招致して参考人として呼んで意見を聞く場を持ったのかどうか。そういった話にならなかったのかどうか。

委員会としては採択すべきものというふうに委員会としての結論を出して、審査結果を出していただいております。委員会の意見の中でも、委員長のほうから今述べられたのですが、提出する意見書案についても、表題も含めて、内容も含めて、新聞に限らず生活必需品等の軽減税率を求める内容の意見書案のようです。そうしたことから、事後であっても、この請願者に対して、また紹介議員を通じてでも結構ですが、意見書の案をこういうふうに皆野町議会としては変えたいのだと、このような説明が事後であってもされてきているのかどうか。

この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務教育厚生常任委員長、新井達男議員。

○総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） それでは、今、12番、内海議員さんの質問に対してお答えい

たします。

まず第1に、委員会において提出者の趣旨、これを理解しつつ、参考人の出席は願わなくとも、委員の方々の意見集約に基づき採択した意見書としてご理解いただきたいと思います。

さらに、この採択された審査結果につきましては、紹介議員であります林議員さんを通して提出請願者の方に内容について確認をとっていただきました。そして、請願者については、これでいいのではないですかということで報告は受けております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

○12番（内海勝男議員） いいです。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

以上で、総務教育厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

本件は討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略して、これより本件を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◎請願の審査

○議長（大澤径子議員） 追加日程第6、請願の審査を行います。

本定例会に提出された請願は2件で、お手元にご配付いたしました請願文書表のとおりであります。

◇

◎請願第2号の上程、委員会付託

○議長（大澤径子議員） 追加日程第7、請願第2号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」に関する請願書を議題といたします。

請願第2号については、総務教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認め、請願第2号は総務教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



◎請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤径子議員） 追加日程第8、請願第3号 森林・林業・木材関連産業政策の推進を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第3号については、会議規則第91条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員会の付託を省略することに決定しました。

朗読を省略して、本請願の紹介議員であります内海勝男議員に請願内容の説明を求めます。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

- 12番（内海勝男議員） 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書提出の請願についての内容の説明を行いたいと思います。

森林・林業基本計画に必要な安定的財源を2014年度予算の中で確保してもらいたい旨の意見書提出を求める請願であります。政府の2014年度予算案とも関連してきますので、ぜひ皆野町議会としましても請願趣旨をご理解いただきまして、本議会での採択をしていただくようお願い申し上げます。

ちなみに森林・林業基本計画について簡単に申し上げたいと思いますが、2009年12月の森林・林業再生プランに基づきまして、森林・林業基本計画として2011年の7月に決定されているようです。大まかな目的としましては、森林の有する多面的機能の発揮を目指しまして、育成単層林、樹幹がほぼ一様の高さで、杉とかヒノキがこのように言われているらしいのですが、これを整備して循環利用を図る。そして、公益的機能の一層の発揮のために育成複層林、これは林間が幾層からも成る林。天然林等がこのように言われているらしいのですが、それへの誘導。また、林産物の供給、利用に関しては、2020年の木材総需要量を7,800万立方メートルと見込みまして、国産材の自給率目標を50%とする。大まかには、このような森林・林業基本計画になっているようです。

以上、簡単ですが、請願内容の説明といたします。

- 議長（大澤径子議員） これより本請願に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより請願第3号を採決いたします。

この請願は採択することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。



◎要望の審査

○議長（大澤径子議員） 追加日程第9、要望の審査を行います。

本定例会に提出された要望は、お手元にご配付いたしました要望文書表のとおり1件を上程いたします。



◎要望第2号の上程、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第10、要望第2号 道州制推進基本法案に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。要望第2号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、要望第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

〔なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより要望第2号を採決いたします。

この要望は採択することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、要望第2号は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時05分

再開 午後 5時07分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

ただいま休憩中に議長の手元に議員提出議案3件が提出されました。

内容は、先ほどの請願第1号及び第3号、並びに要望第2号の採択により、意見書の提出を求めるもので、発議第5号から発議第7号の合計3件を発議として提出いたしたいというものであります。

この際、これを日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号から発議第7号を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。



◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第11、発議第5号 新聞等への消費税の低減税率適用を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ご配付いたしました発議第5号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤径子議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、新井達男議員。

〔6番 新井達男議員登壇〕

○6番（新井達男議員） 議員発議第5号 新聞等への消費税の低減税率適用を求める意見書案。

ただいま事務局長がご報告したとおりです。

以上です。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 済みません。この意見書の最後のほうを見させていただきますと、読みますと、「以上のことから、新聞をはじめ生活必需品等への軽減税率を導入されることは極めて大切な施策と考え」云々と来ております。見出しになると、新聞を初め生活必需品等へという部分が随分短くなって、新聞等への消費税の低減税率適用というふうに書かれてしまっているのですけれども、これは例えば生活必需品等へのという部分が前に来ても一向におかしくないし、なぜ新聞等へでとめてしまわれているのか。先ほどお聞きした新聞販売店の人が提案しているという部分が重視されているのかなという気がしないでもないのですけれども、その辺のところ、何かわかるところはございますか。

○議長（大澤径子議員） 6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） 1番、小杉修一議員の質問に対して報告いたします。

まさにそのとおりです。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員）　そういうことかなというところで、まさにそのとおりで、ちょっと残念な部分はあるのですけれども、むしろ意見としては、生活必需品等へという部分も割愛しないで入れるぐらいなものでもよかったのかなと。意見にとどめておいてもらって結構です。

以上です。

○議長（大澤径子議員）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員）　これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員）　討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員）　異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。



◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員）　追加日程第12、発議第6号　森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書の提出についてを議題といたします。

ご配付いたしました発議第6号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤径子議員）　提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、林豊議員。

〔10番　林　　豊議員登壇〕

○10番（林　　豊議員）　10番、林です。

担当の常任委員会の委員長としまして、この意見書に対する意見書を可決いただきたく、各議員諸氏にお願いいたします。

内容におかれましては、先ほどの請願書の内容及びただいま朗読していただいたとおり、国においては、早急、待たなしの内容であるにもかかわらず、52万ヘクタールの間伐材等に対しても予算要求自体がそこまでいっていないというような事情もあるようです。内容としまして、先ほどから何度も言っているように待たなしの内容が多いものですから、ぜひ来年度の予算においても必要かつ十分な予算をいただけるよう意見書を提出したいと思っておりますので、ご同意のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより発議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。



◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第13、発議第7号 道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを議題といたします。

ご配付いたしました発議第7号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤径子議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、新井達男議員。

〔6番 新井達男議員登壇〕

○6番（新井達男議員） 発議第7号 道州制導入に断固反対する意見書案。

ただいま事務局のほうから朗読のあったとおりでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより発議第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。



◎総務教育厚生常任委員会視察研修の委員長報告

○議長（大澤径子議員） 追加日程第14、総務教育厚生常任委員会委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会視察研修を許可し、報告を求めた結果、その研修報告書が議長に提出されまし

た。

写しをお手元に配付いたしました。委員長に補足説明がありましたらお願いをいたします。

6番、新井達男議員。

〔6番 新井達男議員登壇〕

○6番（新井達男議員） 皆野町議会総務教育厚生常任委員会視察研修報告書。

議員の皆さん、お手元に行っていると思いますけれども、総務教育厚生常任委員会による視察研修を実施したので、その成果を下記のとおり報告いたします。

記、1、研修日程、平成25年10月2日（水）から3日（木）。

2、研修地、栃木県塩谷町。これは2日です。高根沢町、3日。

3、研修事項、廃校舎の有効活用、塩谷町。環境へ配慮した取り組み、これは高根沢町です。

参加者につきましては、議会議長、大澤径子委員、総務教育厚生常任委員会委員長、新井達男、副委員長、常山知子議員、委員、四方田実、委員、若林光雄。執行部、町長、石木戸道也、教育次長、高橋修、随行、事務局長、吉橋守夫。以上です。

あとは、皆さん、これ読んでいただいてもわかると思うのですけれども。

以上です。

○議長（大澤径子議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会視察研修の委員長報告を終わります。



◎産業建設常任委員会視察研修の委員長報告

○議長（大澤径子議員） 追加日程第15、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

産業建設常任委員会視察研修を許可し、報告を求めた結果、その研修報告書が議長に提出されました。

写しをお手元に配付いたしました。委員長に補足説明がありましたらお願いをいたします。

10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林豊です。

本年度の産業建設常任委員会視察研修報告ですが、お手元にあるかと思っておりますけれども、10月10日、11日の2日間にわたりまして、議長、執行部側からは石木戸町長、小宮建設課長においでいただきまして、一緒に、飯田市及び下條村の2カ所の視察研修を行いました。

内容においては、その目的等、あるとおり、まずラウンドアバウトということで、これは意図としましては、皆野町の町の市街の交通量の抑制といえますか、スピードの抑制などに役に立つかなということ。

それから、下條村につきましては、いろいろ話題の子育て支援であるとか、それから若年層の人口増加で

あるとか、そういったことの現在の状況等を教えていただければという意図のもとに行ってまいりました。

飯田市のほうの資料にもありますけれども、非常に、ある意味、長い時間をかけた事業でございまして、これもなかなか、1年、2年ですとできるものではないなということから、こういったまちづくりというのは、やっぱり時間がかかるなという印象でございました。

また、下條村においては、先ほど補正予算のときに若干触れたのですが、若年層の人口をふやす一つの意図としまして、かなり、いわゆるはやりの若い人向けのマンションのような町営住宅をつくることによって、近隣の若年層の人口を集めるような政策をとっております。それらのことは皆野町においても実現可能なことではないかなということで、町長さんと一緒に見てきたことですから、その辺、何か実際の政策のほうに反映していただければいいなと思いました。

それから、実はこの報告書にはないのですが、別の報告で、恐らく町のほうにもちゃんと上がっているかと思いますが、今回の視察研修の初日に、バスで行ったわけですが、大きなことではなかったのですが、交通事故が起きました。どちらがいいとか、悪いとかというのは、ここで云々することではないのですが、また被害のほうも、バスが少し壊れたという程度で、相手のほうも大きなこともなく、人に被害がなかったのが、それが不幸中の幸いかなというところではあるのですが、ある意味、以前、私自身が以前から心配してきたことが、小さな形ですが、起こったということも事実ですから、その辺を考慮していただきまして、来年度あたりの視察研修に関しては民間のバスを使って行くのがいいのかなというふうに感じた次第です。

以上をもちまして報告を終わりにしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

以上で産業建設常任委員会視察研修の委員長報告を終わります。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤径子議員）　ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員）　異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

○議長（大澤径子議員）　お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員）　異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤径子議員）　これで本日の会議を閉じます。

平成25年第4回皆野町議会定例会を閉会します。

閉会　午後　5時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 月 日

議 長 大 澤 径 子

署 名 議 員 新 井 達 男

署 名 議 員 新 井 康 夫